

平成25年度 包括外部監査
「公有財産に係る管理・運営に関する事務の執行について」
包括外部監査結果報告書に対する対応状況と考え方

久留米市

令和4年1月

平成25年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

公有財産に係る管理・運営に関する事務の執行について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
17	総務部	財産管理課	第3章 公有財産管理の適正化の為の市側の取組み (意見) 土地の過年度分増加(242,161.35 m ²)の内、数量登録漏れではないもの〔所管部局変更、用途変更〕(63,900.57 m ²)は含まれているとしても、いまだかつて報告漏れ等多数存在している。継続的に調査すべき事柄と思われるし、将来的に地方公会計の導入等を考える場合や、さらには将来の資産の有効活用、利用等を考える場合において大前提となる、全市の土地・建物の把握は重要な項目であり、早急に認識すべきと思われる。	意見	土地の過年度分増加につきましては、平成23～24年度に抜本的な調査を行った結果、平成24年度末時点報告において、多大な過年度分増加を生じたところであります。ご指摘の通り、全市の土地・建物の把握は重要であり、今後さらに適正な管理に努めてまいりたいと考えております。	今後の措置方針を決定
18	総務部	財産管理課	第4章 公有財産管理の為の土地等の面積認識だけではなく、金額認識の重要性について (指摘) 基本的に市側の管理の単位は、土地については面積のみで、「金額」の管理は上記の事象を考えただけでもなされていないのが現実である。単純な入力ミスとしても8年間132,628,618千円という多額の誤差の修正がなされておらず、さらに「久留米市財産規則第35条」においては3年ごとに「公有財産台帳」の価額を改定することになっており、規則違反と思われる。 合併当時の財産の受入等資産の把握が不十分で、据え置きになっていた可能性もあるが、やはり管理上の単位としては面積と金額に注視すべきであり、投下資本の回収、再投資の予算編成を行う場合にも重要な要点と思われるし、今後改善すべきと思われる。	指摘	土地の取得価格において、132,628,618千円という多額の誤差がありました件は、合併時の報告または入力ミスによるものと考えられます。これにつきましては、平成25年度末時点の集約の際に、面積と取得金額が明らかに整合しないものを調査し、修正を行ったところであります。公有財産台帳の価額改定につきましては、合併以降、貸付料基準の統一ができていなかったことから、算定の基礎となる土地価額の改定が行っていませんでしたが、平成24年度に貸付料基準の統一を行ったことに伴い、土地価額の改定も実施し、固定資産税の評価替えに併せて3年に一度価格の改定を実施しています。	措置済
18	総合政策部 総務部	財政課 財産管理課	第4章 公有財産管理の為の土地等の面積認識だけではなく、金額認識の重要性について (意見) 平成25年8月に総務省自治財政局財務調査課から「今後の新地方会計の推進に関する研究会・中間とりまとめ」が公表され、概略としては、 1. 現行の予算・決算制度は現金主義を採用しており、今後発生主義によりストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより補完していく。 2. 財務業績の考え方を総論として、個々に各論を示している。 3. さらに、今後の実務上の課題と対応の方向性として、8個のファクター①固定資産台帳の整備、②複式簿記の導入、③開示等に当たってのわかりやすい表示等、④活用の充実等、⑤地方公会計の推進に貢献する人材の育成・教育、⑥地方公共団体における事務負担等、⑦地方全体に係る連結等の取扱い、⑧実務の円滑な実施に向けた全体的ロードマップの提示についての公表がなされている。 この中間とりまとめを受けて、平成25年10月15日「地方公会計の現状について」の概要として2つの作業部会が設置され、①地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会、②地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会ごとに議論が進められている。 そして、最終報告の目安として平成26年4月までには整備が出来そうである。	意見	平成26年4月に総務省自治財政局から固定資産台帳の整備と複式簿記を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示された。そして国は、平成27年1月頃までに具体的なマニュアルを作成し、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間ですべての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請する予定としている。 新しい公会計制度は、他団体との比較や検証や公共施設等のマネジメントなどに活用できることから必要性を認識しており、示されたマニュアル等をもとに統一的な基準による財務書類等の作成に努めたい。	意見に対する見解

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
			又、個別に考えた場合、例えば資産評価については取得原価が望ましいのか、再調達原価か時価かの議論はあるにしても、金額的資産評価をし、金額表示の貸借対照表の作成が望まれる。この事は、行政改革を行う上でも、ストック情報と正確なコスト把握が不可欠であり、このことにより経営マネジメントの質的向上がなされるものであり、具体的には投資したインフラの更新の時期と、予算の正確な金額的把握が重要になってくると思われる。 さらには、まだ統一尺度は出来ていないとしても、将来的には他の地方自治体との比較を通じたコスト・マネジメントを行うことによって、より良い地方公共団体の運営が成されるものと思われる。			
25	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 【市有地建物の保有内訳】 (意見) 土地については、3年に1度、固定資産税路線価を基に価額の改定を実施しているため、帳簿額は信憑性のある数値と考えられるが、建物の価額については、当初の取得価額を掲載することとしており、価額自体が不明な物件や合併により価額が反映されていない物件が多くある。すなわち、減価償却は実施されておらず、簿価が現在の建物の価値を示していない虞がある。土地のみならず建物についても適正な価額で帳簿を記載する必要があると考えられる。	意見	建物価額につきましては、取得時価格が不明なものや合併時に数値が得られなかったものを中心に、価額が記載できていないものがありますが、これらにつきましては、平成26年度中に建物共済責任額を参考に価額の設定を行いました。減価償却につきましては、固定資産台帳との関連も含めて検討中です。	検討中
25	総合政策部 総務部	財政課 財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (1)決算書 (意見) 財産運用収入は、久留米市にとって重要な歳入源の一つであるにも関わらず、一般会計歳入合計に対する比率は0.1%程度と極めて小さい状況にある。今後進行する高齢化に伴い、市税の減少が見込まれる中、市の財政を維持・健全化させる観点からは、公有財産の売却収入、使用料収入、運用収入等の割合を増加させ、歳入源の多様化が必要であると考えられる。	意見	財産運用収入につきましては、税外収入として貴重な収入であることを理解しています。 資金運用につきましては、「債権の現先取引」や「譲渡性預金」での運用など、金利動向等に注視しながら、有利で効率的な運用に努めました。平成25年度の資金運用収入約8400万円と、これまでの定期預金での運用と比較して約5900万円上回るものとなっています。 公有財産の売却収入につきましては、今後、市営住宅の集約化に伴い、物件が生じる見込みであることから、適時の売却に努め、税外収入の確保につなげていきたいと考えています。 また、平成26年度から入札不落物件について、不動産業界とのあっせん協定を予定しており、さらなる売却の促進に努めていきたいと考えています。	措置済
27	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (2)公有財産の状況 (指摘) 中央町市有地 久留米市中央町 地積79.43㎡の久留米市所有の土地に、昭和36年10月2日新築、昭和49年5月14日に保存登記された私有建物が存在する(所有者 A氏)。当該物件は、戦後の久留米都市計画事業復興土地区画整理事業地区内の仮換地の過程で生じた不法占拠によるものであり、昭和36年10月から市有地の不法占拠状態が継続している。その間、市側は、随時当該不法占拠者に立ち退き要請、賃貸借契約への移行等を行っているが、法的手続きまでは行わないまま、平成25年10月現在A氏は死亡している。 今後は、法的手続きも含め早急な解決策を図られる必要がある。	指摘	R3年度に、A氏の相続人に対し当該市有地を売却し、市有地の不法占拠状態は解消しております。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
27	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (2) 公有財産の状況 (意見) 広川町稲荷山公園 八女郡広川町国分寺1089 番2 に、広川町(持分10,000 分の7,233)、筑後市(持分10,000分の1,765)、久留米市(持分10,000 分の1,002)にて昭和52 年4 月より共有する公園土地4,366 m ² が存在する。久留米市は、昭和52 年以来、広川町国分寺公園の清掃委託料を広川町計画都市計画係に対して負担金として支払っている。共有の経緯は不明な点も多いが、当該物件は広川町に所在するもので、行政区を超えて公園管理を行う必要性は低いと見られるため、当該土地を広川町に譲渡するなどし、広川町単独での管理を行えるよう交渉すべきと考えられる。	意見	当該公園は、近隣が広川町、筑後市、久留米市に合併した経緯があり、当時その割合により当該公園の持分や管理費負担を定めたと思われます。しかし、現在の所在は広川町であることから、今後広川町との間で譲渡等の協議を検討していきたいと考えます。	検討中
29	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (3) 市役所総合支所の状況 (指摘) 北野総合支所の本館、別館の建物価額の記載がなかった。合併の際に価額が不明となったものである。	指摘	平成26年度中に建物共済責任額を参考に価額の設定を行いました。	措置済
29	総務部	人事厚生課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (3) 市役所総合支所の状況 (意見) 総合支所職員の減少は、市町村合併の目的である業務の集約化による効率的な業務推進の結果である。合併から8 年余りを経過しており、総合支所の業務の統廃合、更には総合支所自体の統廃合等さらなる業務の効率化の検討を図られたい。	意見	今後の総合支所のあり方につきましては、行政改革調査特別委員会の提言を踏まえながら、久留米市新総合計画・第3次基本計画及び久留米市創生総合戦略等の取り組みが円滑に実施され、その効果が発揮されるようにする必要があります。 今後も、簡素で効率的な組織機構の構築や意思決定の迅速化、職員の適正な配置も念頭に置き、行政運営が全市的な一体性を確保したうえで円滑に行われるよう、引き続き検討を行ってまいります。	意見に対する見解
30	総務部	人事厚生課 財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (3) 市役所総合支所の状況 (意見) 現在、市庁舎、各総合支所庁舎等の1 日の入場者の状況は把握されていない。住民サービスを行うに当たり、市役所、各総合支所の1 日の入場者の状況、時間帯ごとの入場者の状況が把握できれば、各課の配置場所や各総合支所に所在させる課の決定や窓口業務を行う人員の配置予定日、時間帯の決定に利用できる。また、各課の利用整理券番号を利用することで、入場者に対する利用者の割合も把握できるものと考えられる。多少の設備投資は必要となるが、これにより得られる情報は非常に有用と考えられるので、導入を検討することが望ましい。	意見	今後の総合支所のあり方につきましては、行政改革調査特別委員会の提言を踏まえながら、久留米市新総合計画・第3次基本計画及び久留米市創生総合戦略等の取り組みが円滑に実施され、その効果が発揮されるようにする必要があります。 今後も、簡素で効率的な組織機構の構築や意思決定の迅速化、職員の適正な配置も念頭に置き、行政運営が全市的な一体性を確保したうえで円滑に行われるよう、引き続き検討を行ってまいります。	意見に対する見解
32	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (3) 市役所総合支所の状況 (意見) 北野総合支所西別館には、駐車場が広大に用意されているが、利用者はあまりいない状況であった。西別館の敷地の利用が少ない状況であれば、何らかの有効活用を検討する必要があると考えられる。	意見	今後の総合支所のあり方を含め、不要な土地や建物が生じる場合は、適宜利活用を検討してまいりたいと考えます。	検討中

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
34	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (3)市役所総合支所の状況 (イ)城島総合支所301会議室 (意見) 旧城島町会議室であるが、現地視察当日は未使用であった。会議室の利用状況は予約システム上の記録はあるが、実際の利用記録はなく、会議室の稼働状況を把握した資料はなく、稼働状況は不明な状況である。全市の会議室の利用状況を一括的に管理し、利用率、利用時間帯等を把握し、空き時間帯には市民、民間への貸し出し等を検討することは、公有財産を預かる地方公共団体としては必要な住民サービスではないかと考えられる。	意見	公用での会議室利用の状況を踏まえ、会議室の集約化などにより、市民・民間への貸し出しが可能と判断される場合は、有効活用を検討してまいりたいと考えます。	検討中
35	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (3)市役所総合支所の状況 (ウ)城島総合支所401会議室 (意見) 上記城島総合支所301会議室に同じ。	意見	公用での会議室利用の状況を踏まえ、会議室の集約化などにより、市民・民間への貸し出しが可能と判断される場合は、有効活用を検討してまいりたいと考えます。	検討中
36	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (3)市役所総合支所の状況 三猪総合支所 (ア)会議室 (意見) 上記城島総合支所301会議室に同じ。	意見	公用での会議室利用の状況を踏まえ、会議室の集約化などにより、市民・民間への貸し出しが可能と判断される場合は、有効活用を検討してまいりたいと考えます。	検討中
38	総務部	工事検査課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (4)取得・移管 (指摘) 「久留米市総合評価審査委員会」では、「簡易な施工計画」「企業の施工能力」「配置予定技術者」を審議し、評価点を決定するはずであるが、議事録上は上記の質疑応答が行われたのみで、何ら評価の過程は記録されていない。議事録に記載の委員長の平均点のコメントは評価における基礎的前提事項の確認であり、当該資料のみでは、十分な評価がなされたか疑問が残る。 応札各社は、「施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見」を提出しているにも関わらず、委員会での審議は何ら行われていないように受け取れる。これでは、委員会に公正な評価を託している市民の理解は得られないであろうし、施工計画を提出した業者も納得がいかないであろう。 実際の評価は、工事検査課、建築課にて評価を行い、評価資料を作成し委員会に提出しているというのであろうが、当時(平成23年度)の公式の評価組織は、「久留米市総合評価審査委員会」が専任で行うことになっているのであるから、委員会にて充実した評価を行うべきではなかったであろうか。 また、事前検討を行った工事検査課、建築課の評価についても、加点评価された内容の記録が曖昧な部分もあり、より明確な記録を残すよう努められたい。	指摘	技術的所見の評価については、平成24年度から、技術的な判断を行うため、施工課で評価を行った後、技術系担当次長、建築系課長、検査企画監(6名)で構成する総合評価審査小委員会で審議するようになりました。 議事録については、ご指摘の趣旨を踏まえ、平成25年度から、審議内容を明確とするように改善しました。 評価内容の記録については、平成26年度から、様式を改め、評価した部分、評価しなかった部分を記録するようになりました。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
40	総務部	契約課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (4)取得・移管 (意見) 入札が行われた平成23年2月18日現在は、指名業者を選定した理由を書面で残すことにはなっていないため、監査の過程でその当時の判断を確認することはできなかった。 指名業者の選定過程は、指名競争入札の重要な要素であることから、その記録を残すことが期待される。	意見	指名業者の選定理由について、平成24年度から記録を残すこととしています。	措置済
40	総務部	契約課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (4)取得・移管 (意見) 入札が行われた平成23年12月16日現在は、指名業者を選定した理由を書面で残すことにはなっていないため、監査の過程でその当時の判断を確認することはできなかった。 技術者数については、1千万円を超えるため監理業務としては大型であり、所属技術者数が2名以上の業者を選定しているような形跡はあるものの、最終の指名業者には技術者数が1名の業者が含まれている。指名業者の選定過程は、指名競争入札の重要な要素であることから、その記録を残すことが期待される。	意見	指名業者の選定理由について、平成24年度から記録を残すこととしています。	措置済
41	総務部	契約課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (4)取得・移管 (意見) 入札が行われた平成23年2月18日現在は、指名業者を選定した理由を書面で残すことにはなっていないため、監査の過程でその当時の判断を確認することはできなかった。 指名業者の選定過程は、指名競争入札の重要な要素であることから、その記録を残すことが期待される。	意見	指名業者の選定理由について、平成24年度から記録を残すこととしています。	措置済
46	総務部	人事厚生課 財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (5)使用許可・貸付 (意見) ①久留米市職員共済会への無償使用許可について 久留米市庁舎2階 レストラン454㎡、喫茶161㎡、売店35㎡、20階 喫茶207㎡の合計857㎡を平成7年の本庁舎建設以来、職員の福利厚生に供するために、久留米市職員共済会へ無償にて使用許可している。実際のレストラン、店舗の運営は、久留米市職員共済会から民間業者等へ委託されているが、民間業者等の委託の方法(入札、随契等)、委託条件等については、監査の対象外(*)であるため久留米市職員共済会、委託事業者への監査はできなかった。 財産管理課へのヒアリングの過程で2階売店、20階喫茶は福祉団体へ、2階喫茶は隣接するくろみホールの指定管理者である(公財)久留米文化振興会へ委託していることを調査することができた。そして、これらの団体は、平成7年の新庁舎使用開始からほとんど変わらず営業を続けているとのことである。また、当該使用許可は無償で行われているものであるが、無償とするとそれだけの経済的便益を無償利用者へ供与しているのが判明しない。このことは、公有財産管理を行う財産管理課の業務収入も明らかにならないということと同義である。	意見	久留米市財産規則第20条第1項において、「地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用の許可は、当該財産の用途又は目的を妨げないと認める場合で、かつ、当該使用が市の事務事業と密接な関連を有し、若しくはその円滑な執行に寄与するとき、又は公益上必要なときに限り行うことができる。」としており、また、「公有財産の取扱事務手続について」第3章第3節(3)行政財産の用途又は目的を妨げない使用の範囲等についてにおいて、「②職員、施設利用者等の食堂、売店、自動販売機の設置、駐車場等のための使用」を定めております。 各施設は、久留米市職員共済会からの申請により適正に使用許可を行っているところですが、2階レストランは一般公募、2階売店・20階喫茶は身体障害者福祉法第22条の行政の努力義務の趣旨に鑑みて、2階喫茶は隣接するくろみホールとのイベント等での運営の一体性を鑑みて各団体が業務を受託しているところです。	意見に対する見解

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
			行政財産使用許可申請書、行政財産使用料減免申請書、行政財産使用許可書(案)は、それぞれ1枚ずつで、行政財産使用許可申請書の目的欄には、「職員の福利厚生に資するため」、行政財産使用料減免申請書の申請理由欄にも「職員の福利厚生に供するため」と1行あるのみである。民間であれば、庁舎内の職員数、職員、一般の利用者の人数、昼休みの時間、その他条件を考慮し、必要なスペースを算出し、市直営の場合と共済会へ無償で使用許可する場合を比較してどのようなメリット・デメリットがあるかなどの検討を行った上で使用許可、無償とするかどうか等を決定すると思われる。市自らが入札、指定管理で行う方法も考えられるにも関わらず、なぜ共済会へ広大なエリアを無償で使用許可させているのか、明確な理由を記載する必要がある。		減免については「久留米市行政財産使用料条例」第4条第2号において「国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。」に該当すると判断し、庁舎の機能として必要な施設であることから全額を減免しています。ご意見をいただいている手法の適用までは行わなくてよいものと考えます。	
50	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (5)使用許可・貸付 (指摘) ① 契約書原本の管理 旧田主丸町にて契約締結した、学校法人芙蓉学園(契約期間平成17年1月17日～平成27年3月31日)、学校法人光琳理事会(契約期間平成17年1月17日～平成27年3月31日)、田主丸商工会(契約期間平成16年12月28日～平成27年3月31日)との土地貸付契約書の原本が保管されていない(写しについては、確認できた)。当該契約が、久留米市と旧田主丸町の合併前の契約であるため、合併手続き中に保管場所が不明となっていると考えられるが、契約書原本等の重要書類の保管、管理については今一度検討されたい。	指摘	今後、契約書原本等の重要書類については、さらに保管・管理を徹底してまいります。	措置済
51	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (5)使用許可・貸付 (指摘) ② 宮本市有地 久留米市は、久留米市大善寺宮本の宅地226.0㎡をB氏に、戦後引揚者への住居用地として2分の1減免を適用して貸付けている。当該減免の措置は、昭和42年の筑邦町合併前から継続して適用している。現在の行政財産使用料並びに行政財産及び普通財産貸付料の減免基準では、利用目的が公共性・公益性が高い場合のみ限定的に減免を認めているのであるから、当該減免の措置は減免規定違反であると判断する。	指摘	当該市有地上のB氏所有の建物は、相続権者によって解体を行ってまいりました。なお、土地の貸付は24年度で解消しております。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
51	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (5)使用許可・貸付 (指摘) ③ 幼稚園の減免 経営安定 学校法人合川学園貸付地(契約期間 平成12年4月1日～平成42年3月31日 面積1,407.03㎡)、学校法人津福今幼稚園貸付地(契約期間 平成15年4月16日～平成46年3月31日 面積 495.00㎡)は、それぞれ契約期間が30年と長期間に及ぶことから、(貸付料の改訂)の項を契約書で定めている。(貸付料の改訂)の第1号では、「貸付物件の価額が著しく上昇したとき、固定資産評価の改訂があったときは翌年度に、(中略)貸付料の増額を請求することができる」、第2号では、「学校法人の運営が安定したときは、貸付料の減免率を見直すことができる」、と定めている。 上記の条項に沿って減免をしているのであれば、毎年度決算書や事業報告の提出を求めるなどの方法によって経営の状況を把握することが必要と考えられるが、久留米市は何ら経営状況把握の資料の徴求は行っていない。資料の徴求を行い、賃料の見直し等を速やかに検討する必要がある。	指摘	平成26年度に経営状況把握の資料の提出を求めました。貸付料の改訂に向け検討を行っているところです。	検討中
52	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (4)取得・移管 (使用許可・貸付) (意見) 貸付地を数箇所現地視察したが、所有者、利用者等を示す看板が所在しないため久留米市からの貸付地であることは一般市民には判明しない状況であった。また、無償又は減額により貸し付けている物件について、その判断基準となる公共性・公益性がどこまであるのか疑問に感じるものがあった。 本町駐在所跡地については、旧三瀨町当時から契約であるため、無償貸付の目的が明確でない状況にある。契約期間満了時には、無償貸付の必要性、公平性を再度検討されたい。	意見	所有者・利用者を明示する看板の設置は必ずしも必要であるとは考えておりません。無償又は減額の基準につきましては、平成24年度に「使用料及び貸付料の減免適用基準について」を定め、用途に応じて分類した後、区分に応じて減免割合を決定しているところです。なお、本町駐在所跡地につきましては、平成27年3月31日の契約満了に伴い市に返還されています。	意見に対する見解
54	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (6)未利用地 ①青木島市有地 (意見) 筑後川堤防の道路沿いに位置し、不整形地で未利用地となっている。近隣の工場を誘致した時に発生した工業団地の残地とのことであるが、平成14年に城島町土地開発公社から旧城島町に道路用地として寄附された後、平成15年に青木島市有地として普通財産に変更されたものである。合併後も利用予定がなく、管理経費が発生している状況である。合理的範囲での値引きを行うなどして、周辺地の所有者への早期売却を可能とする方法を検討する必要があると思われる。	意見	今後、土地利用調整協議会に売却の方針を諮り、測量・鑑定を実施し、売却を行う方向で検討いたします。	今後の措置方針を決定
55	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (6)未利用地 ② 旧大依ゴミ集積場 (意見) 幹線道路への取付道路がなく、処分見込のない未利用地Cランクにランク付けされている。久留米市としての使用予定もなく、一般への売り出しも困難な状況で、年々の管理経費のみが支出されている状況である。合理的範囲での値引きを行うなどして、周辺地の所有者への早期売却を可能とする方法を検討する必要があると思われる。	意見	平成28年度第2回土地利用調整協議会において、環境部所管の行政財産(災害ゴミ仮置場)として利用する方針決定を行いました。現在、測量等の条件整備を進めています。	今後の措置方針を決定

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
56	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (6)未利用地 ③ 三瀨町西牟田市有地(墓地跡) (意見) 周辺を民家、高齢者施設、ため池に囲まれた敷地で、間口が狭小な状況であり、平成17年の売却開始から長期間を要している物件である。予定価格は状況変化に応じ下げてはいるものの、売却へは至っていない。保有することにより毎年の管理費が発生していることから、合理的範囲での値引きをしたところでの民家所有者や高齢者施設への譲渡を検討しても良いものと思われる。	意見	地価については下落傾向が続いていることから、売却中物件については適宜価格の見直しを行っているところですが、当該物件については、平成26年度に再度価格の見直しを行い、平成27年度に先着順にて売却いたしました。	措置済
56 57	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (6)未利用地 ④⑤ 旭町住宅跡地(西側・東側) (意見) 市営住宅跡地である。現在は、総務部財産管理課で個別に売却している状況であるが、不動産会社や住宅メーカーと提携し、一括での売却も検討する余地があるのではないと思われる。	意見	未利用地の売却に当たっては、現況有姿を基本としているところであり、引継の状況によっては当該地のように小口の土地が複数連なっている場合もあります。ご意見のように一括での売却を条件とする手法も考えられますが、購入者をより限定してしまうことにもなりません。また、不動産会社や住宅メーカーが一括して購入を希望する場合は現在の販売形態でも売却は可能なため、特に売買条件を改める必要はないと考えます。	措置しない
59	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (6)未利用地 ⑦ 警察署官舎跡地 (意見) 比較的広大な敷地である。不動産会社や住宅メーカーと提携し、一括での売却も検討する余地があるのではないと思われる。	意見	地価については下落傾向が続いていることから、売却中物件については適宜価格の見直しを行って、再入札を行っているところですが、当該物件については、平成26年度に再度価格の見直しを行って再入札に付しましたが応札がなく、先着順での販売を行ってまいりましたが、平成27年度に2筆に分筆し、再入札に付しましたが不落到に終わり、その後の先着順による売却が成立しました。	措置済
60	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (7)未利用地の売却 (意見) 平成24年度においては、入札物件が8件167百万円で、法定外公共物41件24百万円、合計49件191百万円である。久留米市が保有する公有財産の稼働率からすると、更なる売却が可能であると考えられるため、より積極的な売却を検討すべきである。	意見	公用での利用予定がなく、処分を決定した土地については、適宜売却を進めていきたいと考えますが、土地については、需要と供給がタイミングよくマッチしなければ売却に繋がりにくい状況があります。平成26年度から入札不落物件について、不動産業界とのあわせん協定を予定しており、さらなる売却の促進に努めてまいりたいと考えております。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
64	総務部	財産管理課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>1.総務部 (8)久留米市土地利用調整協議会 (意見)</p> <p>当該協議会の議論の対象は、単独利用できる土地のうち、①未利用の普通財産である土地(暫定利用地、計画がなくなった先行取得地を含む)、②行政財産を用途廃止する予定の土地、③貸付中の財産で、土地利用の調整が必要な案件で、幹事会において協議会へ付議することが適当と判断したもの、すなわち、各部で用途のなくなった土地のみが、当該協議会の対象となっている。結果的に、取得から長年経過しても、今後の利用目的があると各部が判断する土地については、各部でのみ管理されており、全庁横断的な当該協議会での検討対象になっていない。この状況では、未利用の公有財産を長期間保有する原因となることが考えられるため、協議会において、事業の速やかな実現、遊休土地の有効かつ効率的な利用も含め検討すべきと考える。</p> <p>また、協議会の開催状況は、年に1回、1時間程度の開催で、土地の適正かつ効率的な利用を目的とする当該協議会の趣旨から考えると、開催頻度が極めて少ないと考えられる。協議会の前に関係部次長等が参加して実施される幹事会も年に1回程度の実施にとどまっており、開催頻度としては極めて少ないと考えられる。今後は当会の開催頻度を増やし、資産の効率的運用に努めるべきである。</p> <p>また、当該協議会は土地について司るが、建物・備品等の資産についての効率的運用を検討する部門横断的な組織が設けられていないため、建物・備品についても全庁的に検討する機関、方針等を設けることも一案である。</p>	意見	<p>協議会・幹事会に先立って、各部において不要となる予定の財産について議題調査を行っているところですが、今後は各部局に長期間未利用となっている土地については、精査の上で不要と考えられるものは議題として提示するよう求めていきたいと考えます。また、協議会・幹事会については、予算要求時期前に次年度の各部予算要求等も鑑みて実施してきたところですが、今後、市営住宅跡地なども逐次発生してくることから、速やかな利用決定のために、開催頻度を増やしていきたいと考えてます。建物・備品についての部門横断的検討組織については、現在ありませんが、今後公共施設の統廃合等に伴い不要建物が発生する場合は、原則として土地に建物が付随していることから、土地と一体的に当該協議会で検討することを考えております。</p>	検討中
69	総務部 農政部	財産管理課 農政課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部 耕地保護地 (3)-6結果 (指摘)</p> <p>土地の取得時の書類が保存されておらず、取得価額が不明なため公有財産台帳上、取得価額が「0」となっていた。将来、財務諸表を作成することとなった場合には、期末日時点での現存する固定資産を正確に把握する必要があるため、適正な価格等を公有財産台帳に記載しておくべきである。(久留米市財産規則第34条第2項(1))</p>	指摘	<p>取得時価格が不明な場合や、複数筆を一括して取得した場合には代表筆に価格を一括して記載する例があったことから、取得価格が土地明細表上「0」となっているものがあります。</p> <p>しかしながら、土地の価格については、現在の評価額を土地の価額改定の都度総括表で管理していくようにしており、期末日時点での適正な価格は当該総括表に記載しております。</p>	措置済
69	農政部	農政課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>1.農政部 耕地保護地 (3)高良台地区耕地保護地 (3)-6結果 (指摘)</p> <p>隣接地との境界を明示するための境界石標等が存在せず、どこまでが久留米市の土地かを確認できない。久留米市の管理の範囲、土地の境界を明確にすべきである。(久留米市財産規則第13条(2))</p>	指摘	<p>平成29年度に測量を行い、久留米市が管理する範囲・土地の境界を確定させ、境界標等により明示しました。</p>	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
69	農政部	農政課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (3)高良台地区耕地保護地 (3)－6結果 (意見) 土地の取得時の書類が保存されておらず、取得時の経緯も不明である。土地の取得後に施行された規程ではあるが、「文書の保存期間は、所管の課長等が文書の重要度等に応じて設定することができる(久留米市文書規程第31条)」とされている。今後は、財産の取得に係る契約書等について、永久保存することが望ましい。また、取得目的及び取得経緯についても、取得時から現在に至る政策立案の過程を分析し、今後のあり方を明確にする意味においても、文書化して整理しておくことが望ましい。	意見	今後、財産の取得に係る契約書類等については、永久保存等の対応を行います。 また、取得目的及び取得経緯についても文書化して整理し、永久保存いたします。なお、現存する契約書及び経緯等の文書につきましても同様に対応いたしました。	措置済
70	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (3)高良台地区耕地保護地 (3)－6結果 (意見) 現地視察を行ったところ、当該土地は形状、形態が良好とはいえず(写真①、②参照)、26,005千円の評価額があるとは考えづらい。土地の評価額については、路線価で算定したとのことであるが、路線価での算定にそぐわない土地も散見されたため、評価額の見直しを随時行っていくことが望ましい。	意見	平成24年度に土地の価額改定を行うに当たって、その算出方法を原則として近隣路線価に面積を乗じる方法としたところでした。ただし、山林やため池などについては、固定資産税担当課に別途算出を依頼して価格を設定しておりました。次回土地の価額改定を行うに際しては、極端にいびつな形状などの土地については、一定の考慮も検討したいと考えております。	検討中
71	総務部 農政部	財産管理課 農政課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (4)藤田地区耕地保護地 (4)－6結果 (指摘) 土地の取得時の書類が保存されておらず、取得価額が不明なため公有財産台帳上、取得価額がほとんどの番地で「0」となっていた。将来、財務諸表を作成することとなった場合には、期末日時点での現存する固定資産を正確に把握する必要があるため、適正な価格等を公有財産台帳に記載しておくべきである。(久留米市財産規則第34条第2項(1))	指摘	取得時価格が不明な場合や、複数筆を一括して取得した場合には代表筆に価格を一括して記載する例があったことから、取得価格が土地明細表上「0」となっているものがあります。しかしながら、土地の価格については、現在の評価額を土地の価額改定の都度総括表で管理していくようにしており、期末日時点での適正な価格は当該総括表に記載しております。	措置済
72	農政部	農村整備課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (4)藤田地区耕地保護地 (4)－6結果 (指摘) 写真②の土地においては、久留米市所有の耕地保護地であるにも拘わらず、駐車場として無断使用されていた。直ちに、その占有又は使用を中止及びその者を退去させ、原状回復等の公有財産の維持保全上、必要な措置をとるべきである。(久留米市財産規則第13条) また、事前にこのような公有財産の無断使用を防止するためにも、定期的に公有財産の維持及び保全上不完全な点等について、現況調査を適宜行うべきである。(久留米市財産規則第12条の3)	指摘	使用者と協議を行い、行政財産目的外使用申請を受け、使用許可により対応しております。 現在も使用者と当該地の売却も含めた協議を行っています。	今後の措置方針を決定

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
72	農政部	農政課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (4) 藤田地区耕地保護地 (4)－6結果 (指摘) 隣接地との境界を明示するための境界石標等が存在せず、どこまでが久留米市の土地かを確認できない。久留米市の管理の範囲を明確にすること、並びに、売却等の際の隣接所有者との紛争を避けるためにも、土地の境界を明確にすべきである。(久留米市財産規則第13条(2))	指摘	平成27年度に、関係者の立会いの下、土地の境界確定作業を行い、境界標を設置しました。	措置済
72	農政部	農村整備課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (4) 藤田地区耕地保護地 (4)－6結果 (意見) 写真②、③、④の土地は更地であり、道路にも面している。写真②の土地においては、駐車場として無断使用されていることからわかるように、本来の用途以外の活用の余地も十分にあると思われる。(写真③、④についても、同様。) しかし、当該土地について、過去に久留米市土地利用調整協議会に諮られたことはない。 本来用途以外の活用も可能な土地については、その活用方法について検討を行い、積極的に久留米市土地利用調整協議会に諮れるよう、働きかけを行うことが望ましい。	意見	写真②の土地については使用者と協議を行い、行政財産目的外使用申請を受け、使用許可により対応しております。 現在も使用者と当該地の売却も含めた協議を行っています。 写真③、④の土地においても、その活用方法について検討を行っていきます。	今後の措置方針を決定
72	農政部	農政課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (4) 藤田地区耕地保護地 (4)－6結果 (意見) 土地の取得時の書類が保存されておらず、取得時の経緯も不明である。合併前の取得ではあるが、「文書の保存期間は、所管の課長等が文書の重要度等に応じて設定することができる(久留米市文書規程第31条)」とされている。今後は、財産の取得に係る契約書等について、永久保存することが望ましい。 また、取得目的及び取得経緯についても、取得時から現在に至る政策立案の過程を分析し、今後のあり方を明確にする意味においても、文書化して整理しておくことが望ましい。	意見	今後、財産の取得に係る契約書類等については、永久保存等の対応を行います。 また、取得目的及び取得経緯についても文書化して整理し、永久保存いたします。なお、現存する契約書及び経緯等の文書につきましても同様に対応いたしました。	措置済
73	農政部	農政課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (5) 大橋地区耕地保護地 (5)－6結果 (意見) 土地の取得時の書類が保存されておらず、取得時の経緯も不明である。合併前の取得ではあるが、「文書の保存期間は、所管の課長等が文書の重要度等に応じて設定することができる(久留米市文書規程第31条)」とされている。今後は、財産の取得に係る契約書等について、永久保存することが望ましい。 また、取得目的及び取得経緯についても、取得時から現在に至る政策立案の過程を分析し、今後のあり方を明確にする意味においても、文書化して整理しておくことが望ましい。	意見	今後、財産の取得に係る契約書類等については、永久保存等の対応を行います。 また、取得目的及び取得経緯についても文書化して整理し、永久保存いたします。なお、現存する契約書及び経緯等の文書につきましても同様に対応いたしました。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
74	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (5)藤田地区耕地保護地 (5)－6結果 (意見) 現地視察を行ったところ、当該土地は形状、形態が良好とはいえず(写真①、②参照)、47,736千円の評価額があるとは考えづらい。土地の評価額については、路線価で算定したとのことであるが、路線価での算定にそぐわない土地も散見されたため、評価額の見直しを随時行っていくことが望ましい。	意見	平成24年度に土地の価額改定を行うに当たって、その算出方法を原則として近隣路線価に面積を乗じる方法としたところでした。ただし、山林やため池などについては、固定資産税担当課に別途算出を依頼して価格を設定しておりました。次回土地の価額改定を行うに際しては、極端にいびつな形状などの土地については、一定の考慮も検討したいと考えております。	検討中
74	総務部 農政部	財産管理課 農政課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (5)藤田地区耕地保護地 (5)－6結果 (意見) 登記簿上、所有者が三井郡善導寺町となっていた。合併後の現在の所有者は久留米市であるため、登記簿上も整合させることが望ましい。	意見	合併承継が登記上未済となっているものであるが、所有権が損なわれるものではないため、今後適宜対応を行っていきたいと考えております。	意見に対する見解
76	総務部 農政部	財産管理課 農村整備課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (6)高良台地区耕地保護地(農村整備課) (6)－6結果 (指摘) 土地の取得時の書類が保存されておらず、取得価額が不明なため公有財産台帳上、取得価額が「0」となっていた。将来、財務諸表を作成することとなった場合には、期末日時点での現存する固定資産を正確に把握する必要があるため、適正な価格等を公有財産台帳に記載しておくべきである。(久留米市財産規則第34条第2項(1))	指摘	取得時価格が不明な場合や、複数筆を一括して取得した場合には代表筆に価格を一括して記載する例があったことから、取得価格が土地明細表上「0」となっているものがあります。しかしながら、土地の価格については、現在の評価額を土地の価額改定の都度総括表で管理していくようにしており、期末日時点での適正な価格は当該総括表に記載しております。	措置済
76	農政部	農村整備課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (6)高良台地区耕地保護地(農村整備課) (6)－6結果 (指摘) 写真①の土地については、隣接地との境界を明示するための境界石標等が存在せず、どこまでが久留米市の土地かを確認できない。久留米市の管理の範囲を明確にすること、並びに、売却の際の隣接所有者との紛争を避けるためにも、土地の境界を明確にすべきである。(久留米市財産規則第13条(2))	指摘	平成28年度に関係者の立会いの下、土地の境界確定作業を行い、境界標を設置しました。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
77	農政部	農村整備課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (6)高良台地区耕地保護地(農村整備課) (6)－6結果 (指摘) 写真②については、久留米市の耕地保護地であるが、市に無断で更地にされ不法占有されていた。直ちにその占有又は使用を中止及びその者を退去させ、原状回復等の公有財産の維持保全上必要な措置をとるべきである。(久留米市財産規則第13条) また、このような公有財産の無断使用を事前に防止するためにも、定期的に公有財産の維持及び保全上不完全な点等について現況調査を適宜行うべきである。(久留米市財産規則第12条の3)このような事態が生じたのは、久留米市が土地の境界を明確にしていなかったことが原因のひとつと思われる。このような事態を今後防止するためにも、上記に記載済みであるが、久留米市の土地の境界を明確にすべきである。(久留米市財産規則第13条(2))	指摘	これまで、土地の有効利用のため、貸付契約締結に向け占有者と協議を行ってきたところ、占有者より退去の意向が示され、平成30年度中に退去を完了し、不法占有状態は解消されました。その上で、侵入防止のためのガードレールを設置しております。 今後も公有財産の無断使用を事前に防止するために、定期的に現地調査を実施して適正に管理していきます。	措置済
77	農政部	農村整備課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (6)高良台地区耕地保護地(農村整備課) (6)－6結果 (指摘) 写真③は、ため池であるが、公有財産台帳上は耕地保護地として記載されていた。実態に合わせた公有財産台帳の記載を行うべきである。	指摘	地目が原野である当該地(上津町字本山2080番15)と地目がため池である隣接地(同2100番:3名共有で表示登記のみ)は、国土調査の成果により筆界未定となっています。このため、便宜上公有財産台帳には耕地保護地として記載しています。	措置しない
77	農政部	農村整備課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (6)高良台地区耕地保護地(農村整備課) (6)－6結果 (指摘) 写真④のように、不法投棄されている箇所が散見された。現況調査は平成25年8月に行われている(写真⑤参照)が、当該不法投棄は改善されていない。不法投棄の放置により様々な事故等が起こる可能性があるため、直ちに原状回復等の公有財産の維持保全上必要な措置をとるべきである。(久留米市財産規則第13条)	指摘	平成26年8月3日に放置車輛を撤去し、11月には安全対策及び侵入防止のためのネットフェンスを設置しました。	措置済
77	農政部	農村整備課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (6)高良台地区耕地保護地(農村整備課) (6)－6結果 (意見) 土地の取得時の書類が保存されておらず、取得時の経緯も不明である。土地の取得後に施行された規程ではあるが、「文書の保存期間は、所管の課長等が文書の重要度等に応じて設定することができる(久留米市文書規程第31条)」とされている。今後は、財産の取得に係る契約書等について、永久保存することが望ましい。 また、取得目的及び取得経緯についても、取得時から現在に至る政策立案の過程を分析し、今後のあり方を明確にする意味においても、文書化して整理しておくことが望ましい。	意見	今後、財産の取得に係る契約書類等については、永久保存等の対応を行います。また、取得目的及び取得経緯についても文書化して整理し、永久保存いたします。なお、現存する契約書および経緯等の文書につきましても同様に対応いたします。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
77	農政部	農村整備課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (6)－6結果 (意見) 写真では一部の土地しか掲載していないが、写真①のような土地においても②のように土地の形状、形態によっては、本来用途以外の活用が可能と思われるものもあるため、その議論を行っていくことが望ましい。	意見	今後は、用途以外の活用が可能な場合については、積極的に活用してまいります。	今後の措置方針を決定
79	総務部 農政部	財産管理課 農村整備課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (7) 荒木地区耕地保護地 (7)－6結果 (指摘) 土地の取得時の書類が保存されておらず、取得価額が不明なため公有財産台帳上、取得価額がほとんどの番地で「0」となっていた。将来、財務諸表を作成することとなった場合には、期末日時点での現存する固定資産を正確に把握する必要があるため、適正な価格等を公有財産台帳に記載しておくべきである。(久留米市財産規則第34条第2項(1))	指摘	取得時価格が不明な場合や、複数筆を一括して取得した場合には代表筆に価格を一括して記載する例があったことから、取得価格が土地明細表上「0」となっているものがあります。しかしながら、土地の価格については、現在の評価額を土地の価額改定の都度総括表で管理していくようにしており、期末日時点での適正な価格は当該総括表に記載しております。	措置済
79	農政部	農村整備課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (7) 荒木地区耕地保護地 (7)－6結果 (指摘) 上記の写真①、②の土地は、久留米市所有の土地であるにも拘わらず、写真①の土地では駐車場として無断で使用されており、また、写真②の土地では建設資材の資材置き場として無断で使用されていた。直ちにその占有又は使用を中止及びその者を退去させ、原状回復等の公有財産の維持保全上必要な措置をとるべきである。(久留米市財産規則第13条) また、このような公有財産の無断使用を事前に防止するためにも、定期的に公有財産の維持及び保全上不完全な点等について現況調査を適宜行うべきである。(久留米市財産規則第12条の3)	指摘	写真①の土地については平成27年2月にロープ柵を設置・対応しております。 また、このような公有財産の無断使用を事前に防止するために、定期的に現地調査を実施して適正に管理していきます。 なお、写真②の土地につきましては市が所有する資材置き場として利用しており、平成28年12月に看板を設置して管理者を明示しました。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
79	農政部	農村整備課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部 耕地保護地 (7) 荒木地区耕地保護地 (7)－6結果 (指摘)</p> <p>久留米市所有の土地に私有建物が存在する。当該市有地は合併により取得した土地であり、合併前の旧筑邦町では、居住者との間で土地の賃貸契約を締結していた(それを証明する文書は、現在、保存されていない。事実関係は不明確。)との事であるが、現在、久留米市との賃貸契約は締結されていない。</p> <p>居住が確認された場合、時効取得等の問題もあるため、直ちにその占有又は使用を中止及びその者を退去させ、原状回復等の公有財産の維持保全上必要な措置(久留米市財産規則第13条)をとらなければならないが、法律の専門家等の意見を参考に最も適切な措置を講じるべきである。</p> <p>居住がなかった場合には、直ちに原状回復等の公有財産の維持保全上必要な措置をとるべきである。(久留米市財産規則第13条)</p> <p>また、写真①、②も同様であるが、事前にこのような公有財産の無断使用を防止するためにも、定期的に公有財産の維持及び保全上不完全な点等について現況調査を適宜行うべきである。(久留米市財産規則第12条の3)</p>	指摘	<p>ご指摘の私有建物(2軒)については、家屋の所有者と協議を進めてまいりました。その結果、1軒は所有者による解体が平成28年2月に完了しました。外1軒については撤去に向けて関係者と協議を進めています。</p>	今後の措置方針を決定
80	農政部	農村整備課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部 耕地保護地 (7) 荒木地区耕地保護地 (7)－6結果 (意見)</p> <p>土地の取得時の書類が保存されておらず、取得時の経緯も不明である。合併前の取得ではあるが、「文書の保存期間は、所管の課長等が文書の重要度等に応じて設定することができる(久留米市文書規程第31条)」とされている。今後は、財産の取得に係る契約書等について、永久保存することが望ましい。</p> <p>また、取得目的及び取得経緯についても、取得時から現在に至る政策立案の過程を分析し、今後のあり方を明確にする意味においても、文書化して整理しておくことが望ましい。</p>	意見	<p>今後、財産の取得に係る契約書類等については、永久保存等の対応を行います。また、取得目的及び取得経緯についても文書化して整理し、永久保存いたします。なお、現存する契約書および経緯等の文書につきましても同様に対応いたします。</p>	措置済
80	農政部	農村整備課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部 耕地保護地 (7) 荒木地区耕地保護地 (7)－6結果 (意見)</p> <p>当該耕地保護地は、本来の用途以外の活用についても検討の余地が十分にあると考えられる。当該地域は、市街化区域であり、周辺住宅地で開発が進んでいる地域であるため、本来の用途以外の活用も選択肢は広い。しかし、過去に久留米市土地利用調整協議会に諮られたことはない。本来用途以外の活用も可能な土地について、再度その活用方法について検討を行い、積極的に久留米市土地利用調整協議会に諮れるよう働きかけを行うことが望ましい。</p>	意見	<p>本来の用途以外の耕地保護地については、久留米市土地利用調整協議会に諮り、今後の有効利用について検討を行っております。</p>	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
80	農政部	農村整備課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (7) 荒木地区耕地保護地 (7)－6結果 (意見) 写真③については、行政財産の目的外使用(久留米市財産規則第20条第1項)に基づき、ゲートボール場として、有効活用されていた。他の耕地保護地についても、当該事例のように有効に活用できる場合もあるため、有効活用のための議論を行っていくことが望ましい。	意見	有効活用のための議論を行い、可能な場合は積極的に有効活用してまいります。	今後の措置方針を決定
82	総務部 農政部	財産管理課 農村整備課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (8) 藤田地区耕地保護地(農村整備課) (8)－6結果 (指摘) 土地の取得時の書類が保存されておらず、取得価額が不明なため公有財産台帳上、取得価額が「0」となっていた。将来、財務諸表を作成することとなった場合には、期末日時点での現存する固定資産を正確に把握する必要があるため、適正な価格等を公有財産台帳に記載しておくべきである。(久留米市財産規則第34条第2項(1))	指摘	取得時価格が不明な場合や、複数筆を一括して取得した場合には代表筆に価格を一括して記載する例があったことから、取得価格が土地明細表上「0」となっているものがあります。しかしながら、土地の価格については、現在の評価額を土地の価額改定の都度総括表で管理していくようにしており、期末日時点での適正な価格は当該総括表に記載しております。	措置済
82	農政部	農村整備課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (8) 藤田地区耕地保護地(農村整備課) (8)－6結果 (意見) 土地の取得時の書類が保存されておらず、取得時の経緯も不明である。合併前の取得ではあるが、「文書の保存期間は、所管の課長等が文書の重要度等に応じて設定することができる(久留米市文書規程第31条)」とされている。今後、財産の取得に係る契約書等については、永久保存することが望ましい。 また、取得目的及び取得経緯についても、取得時から現在に至る政策立案の過程を分析し、今後のあり方を明確にする意味においても、文書化して整理しておくことが望ましい。	意見	今後、財産の取得に係る契約書類等については、永久保存等の対応を行います。また、取得目的及び取得経緯についても文書化して整理し、永久保存いたします。なお、現存する契約書および経緯等の文書につきましても同様に対応いたします。	措置済
82	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (8) 藤田地区耕地保護地(農村整備課) (8)－6結果 (意見) 現地視察を行ったところ、当該土地は形状、形態が良好とはいえず、310,764千円の評価額があるとは考えづらい。土地の評価額については、路線価で算定したとのことであるが、路線価での算定にそぐわない土地も散見されたため、随時、実際の資産価値を表わすような評価方法をとることが望ましい。	意見	平成24年度に土地の価額改定を行うに当たって、その算出方法を原則として近隣路線価に面積を乗じる方法としたところでした。ただし、山林やため池などについては、固定資産税担当課に別途算出を依頼して価格を設定しておりました。次回土地の価額改定を行うに際しては、極端にいびつな形状などの土地については、一定の考慮も検討したいと考えております。	検討中

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
82	総務部 農政部	財産管理課 農村整備課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 耕地保護地 (8)藤田地区耕地保護地(農村整備課) (8)ー6結果 (意見) 登記簿上、一部において、所有者が三潁郡筑邦町となっていた。合併後の現在の所有者は久留米市であるため、登記簿上も整合させることが望ましい。	意見	合併承継が登記上未済となっているものであるが、所有権が損なわれるものでもないため、今後適宜対応を行っていきたいと考えております。	意見に対する見解
85	農政部	みどりの里づくり推進課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市自然休養村管理センター (7)結果 (意見) 土地、建物の取得時の書類が保存されていなかった。「文書の保存期間は所管の課長等が文書の重要度等に応じて設定することができる(久留米市文書規程第31条)」とされているが、財産の取得に係る契約書等については、永久保存が望ましい。	意見	今後、財産の取得に係る契約書類等については、永久保存等の対応を行います。	措置済
88	農政部	みどりの里づくり推進課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市兜山キャンプ場 (8)結果 (指摘) ②は工作物であり、過去には公有財産台帳にも記載されていたが、普通財産に分類変更する際に公有財産台帳上移管漏れとなっていた。公有財産台帳の記載の正確性を確保すべきである。	指摘	移管漏れについては、公有財産台帳の修正を行いました。	措置済
88	農政部	みどりの里づくり推進課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市兜山キャンプ場 (8)結果 (意見) 土地、建物の取得時の書類が保存されていなかった。「文書の保存期間は所管の課長等が文書の重要度等に応じて設定することができる(久留米市文書規程第31条)」とされているが、財産の取得に係る契約書等については、永久保存が望ましい。	意見	今後、財産の取得に係る契約書類等については、永久保存等の対応を行います。	措置済
88	農政部	みどりの里づくり推進課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市兜山キャンプ場 (8)結果 (意見) 現在、利用方針が決定するまでの間、農政部が管理を行うとのことであるが、平成20年3月に閉鎖して現在まで5年超が経過している。利用状況としては、「けしけし祭」や「清掃ハイキング」などの特別な理由がある場合での貸付けと、森林つつじ公園への給水施設として使用しているのみで、当該旧キャンプ場を広く市民の用に供することはできていない。過去に久留米市土地利用調整協議会において、他部局に活用要望を諮ったのは5年前であり、各部局や周辺の状況は常に変化する可能性があるため、継続的に久留米市土地利用調整協議会に働きかけを行うべきと考える。 現在、当該旧キャンプ場をより有効に活用するための議論は行われていない。今後は、そのための議論を積極的に行い、より有効に活用する施策を立案、実行していくことが望まれる。	意見	市民との協働による森づくり(ボランティア植樹等)を含め、高良大社からつつじ公園及び旧兜山キャンプ場までの高良山一帯について、市民に四季折々親しまれる自然公園として整備する予定です。令和元年度には管理棟及び救護棟等の解体を実施します。	今後の措置方針を決定

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
93	農政部	生産流通課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市土づくり広場 (8)結果 (指摘) 平成20年にJAくると土地の交換を行っているが、その際に交換した土地の取得価格が公有財産台帳上「0」となっていた。当該交換は等価交換であるため、交換した土地の取得価格を新たに取得した土地の取得価格とすべきである。 また、将来財務諸表を作成することとなった場合、期末日時点での現存する固定資産を正確に把握する必要があるため、正確な取得価格等を公有財産台帳に記載すべきである。(久留米市財産規則第34条第1項)	指摘	正確な取得価格を公有財産台帳に記載しました。	措置済
93	農政部	生産流通課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市土づくり広場 (8)結果 (指摘) 登記簿謄本の地籍と公有財産台帳上の登記簿地積が一致していないところが散見された。公有財産台帳上の登記簿地籍の記載については、登記簿謄本の地籍に一致させるべきである。	指摘	登記簿謄本の地積と一致するよう、公有財産台帳の地籍を修正しました。	措置済
93	農政部	生産流通課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市土づくり広場 (8)結果 (指摘) 上記②の写真は工作物と考えられるが、公有財産台帳に記載がなかった。現場の実態と一致した公有財産台帳の記載を行うべきであるし、将来財務諸表を作成することとなった場合、期末日時点での現存する固定資産を正確に把握する必要があるため、正確な取得価格等を公有財産台帳に記載すべきである。(久留米市財産規則第34条第1項)	指摘	ご指摘の工作物については、工作物の規定等について、関係部局と書類を精査しつつ協議しております。その上で内容を整理し、財産管理台帳に記載すべきものについては、記載するなど、適正な財産管理に努めてまいります。	今後の措置方針を決定
93	農政部	生産流通課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市土づくり広場 (8)結果 (意見) 久留米土づくり広場の管理、運営について、JAくるとに施設管理等は業務委託されており、当該業務委託は特命随意契約である。特命随意契約を締結するためには合理的な理由が必要である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)その合理的な理由として、当該広場の設置目的である環境保全型農業への理解を促進するため、①隣接する土づくりセンターとの一体的な運営が必要なこと②当該業務を履行するための十分な設備、ノウハウ、管理体制等が整っていることというものであった。(出典:農政部生産流通課決裁文書(23生第1640号)) 合理性はあると思われるが、特命随意契約の場合でも、できるかぎり競争性の確保を念頭に置いて、適正な価格での執行が望まれる。 現在、業務委託料の金額は、毎年度、設計、積算が行われているが、内部の積算だけではなく、過年度の業務委託料の用途の検証等も行うべきと考える。様々な角度から検討を行うことで、より適正な業務委託料での契約に努めることが望ましい。	意見	業務委託については、まず第一に当該施設の設置目的に則り適切に管理するため、より充実した業務執行を受託団体と協議を行っております。その上で、所期の目的を達成するために必要な金額についても協議を行い、業務委託を行っています。	検討中

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
93	農政部	生産流通課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市土づくり広場 (8)結果 (意見) 久留米土づくり広場では、年に2回、収穫体験会等のイベントを行い、年間150人程度の参加者が集まっている。完熟堆肥を使用した安全、安心な農産物を通して環境保全型農業の必要性などを啓発することが久留米土づくり広場の重要な目的の一つであるが、収穫という限られた期間でのイベントでは、150人規模の参加者でキャパシティを超えてしまうため、収穫のみのイベントで広く市民に当該農産物の安全性等を啓発することは現時点ではできていない。当該施設の有効性について、市民のさらなる理解に資するため、今後その活用方法について、様々な角度から検討を行い、当該農産物の安全性等について、広く啓発する施策を立案、実行していくことが望ましい。	意見	久留米土づくり広場には、隣接する堆肥センターに集められた牛糞から作られた完熟堆肥を使用し啓発することで、環境保全型農業への理解促進に取り組んでいます。 堆肥センターの完熟堆肥につきましては、土づくり広場での利用のみでなく、多くの市民が集まる農業まつりをはじめとするイベントでも活用し、広く市民に周知を図っています。 収穫体験会等のイベントにおいては、安武校区コミュニティセンターと連携して取り組み、啓発を推進しています。	意見に対する見解
95	協働推進部	地域コミュニティ課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市北野地区山須コミュニティセンター (8)結果 (意見) 平成8年10月に福岡県から旧北野町に北野山須コミュニティセンターが譲与されている。(出典:土地改良財産譲与契約書) 建物取得時の福岡県の建物台帳を閲覧したところ、取得価格は35,123千円であった。しかし、久留米市の公有財産台帳では、当該施設の取得価格は「0」となっている。この場合は、見積価格により計上すべきである。 また、将来財務諸表を作成することとなった場合、期末日時点での現存する固定資産を正確に把握する必要があるため、正確な取得価格等を公有財産台帳に記載しておくべきである。(久留米市財産規則第34条第2項(2))	指摘	正確な取得価格を公有財産台帳に記載しました。	措置済
97	農政部 (城島総合支所)	生産流通課 (地域振興課)	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市城島農村環境改善センター (7)結果 (指摘) 建物の契約書等の取得価格と公有財産台帳上の取得価格が一致していなかった。 将来、財務諸表を作成することとなった場合には、期末日時点での現存する固定資産を正確に把握する必要があるため、適正な取得価格等を公有財産台帳に記載しておくべきである。(久留米市財産規則第34条第2項(2))	指摘	適正な取得価格を公有財産管理台帳に記載しました。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
101	農政部	生産流通課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市堆肥センター (7)結果 (指摘) 建物の契約書等の取得価格と公有財産台帳上の取得価格が一致していなかった。さらに、他の建物の取得価格が一つの建物に合算して計上されていた。(そのため、他の建物の取得価格は「0」となっている。)この場合、他の建物を解体した時に現存しない建物の価格が公有財産台帳上に残ることになりかねない(その逆もある。)ため、建物ごとに取得価格を公有財産台帳に記載すべきである。 また、将来財務諸表を作成することとなった場合、期末日時点での現存する固定資産の取得価格を正確に把握する必要があるため、適正な取得価格等を公有財産台帳に記載しておくべきである。(久留米市財産規則第34条第2項(2))	指摘	正確な取得価格を公有財産台帳に記載しておくべき必要があることから平成27年3月に修正を行いました。	措置済
102	農政部	生産流通課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市堆肥センター (7)結果 (意見) 有効活用のため、様々な政策立案がされる中、経済的な視点のみの案としては、一般宅地等の農業以外に使用する土地として売却、賃貸を行うことである(「8.想定される売却価格等」参照)と思われるが、現時点では、センターをより有効に活用していくことは「農振法」の制限があり、非常に困難である。 しかし、広大な敷地の大部分を未利用の状態で放置しておくことは、公有財産を有効に活用できているとはいえない。周辺状況が変化することもあると思われるため、今後も継続した有効活用のための検討を定期的に行っていくことが望ましい。	意見	農業用途での利用に限定される土地であるため、活用する農業者の掘り起こしを、三潴総合支所、関係部局と協議のうえ実施していく。	今後の措置方針を決定
105	農政部	生産流通課 (みどりの里づくり推進課)	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市世界つつじセンター (8)結果 (意見) 土地、建物等の取得時の書類が保存されていなかった。「文書の保存期間は所管の課長等が文書の重要度等に応じて設定することができる(久留米市文書規程第31条)」とされているが、財産の取得に係る契約書等については、永久保存が望ましい。	意見	今後、財産の取得に係る契約書類等については、永久保存等の対応を行います。	措置済
105	農政部	生産流通課 (みどりの里づくり推進課)	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市世界つつじセンター (8)結果 (意見) 久留米市世界つつじセンターの有効性を測る指標としては、①研究開発の成果、②現存する貴重なつつじの育種、保存の状況、③久留米市世界つつじセンターへの来場者数と思われる。過去は、専らつつじの研究開発や育種保存を行う施設であったが、研究開発や育種、保存だけでなく、久留米市の花である「つつじ」の啓発を行い、緑花木産業の振興を図るため、一般開放に至った経緯がある。上記(5)に記載した当該施設の研究成果を見てもわかるように、一定の研究成果は出ている。その研究成果等を、広く市民に周知、理解してもらうための取組みをさらに強化し、当該センターへの来場者数(6)来場者数の推移参照)の増加を促進し、重要な地域資源の一つとして、当該施設の有効性等の啓発を行うことが望ましい。	意見	平成26年度のつつじフェアにおいて久留米市世界のつばき館や道の駅との連携を行うために、スタンプラリーを行うなど回遊性の向上を考えて企画を行っております。さらに地道なPR活動を行った結果、テレビ取材や大型バス等による来場者も増加しております。今後も積極的なPRを行い、春の目玉になるような地域資源としての活用を図ってまいります。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
108	農政部	みどりの里づくり推進課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米つばき園 (7)結果 (指摘) 現地調査の際、園内に休憩所が3つあり、工作物と考えられるが公有財産台帳に記載はなかった。(写真②参照) また、将来財務諸表を作成することとなった場合、期末日時点での現存する固定資産を正確に把握する必要があるため、正確な取得価格等を公有財産台帳に記載しておくべきである。(久留米市財産規則第34条第1項)	指摘	正確な取得価格を公有財産台帳に記載しました。	措置済
108	農政部	みどりの里づくり推進課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米つばき園 (7)結果 (意見) 久留米つばき園の管理業務として、草野校区まちづくり振興会に業務委託(5,250千円/年)を行っているが、当該業務委託については、特命随意契約である。特命随意契約を締結するためには、合理的な理由が必要である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)その合理的な理由は、①つつじ・つばきの里づくり事業における市民との協働による里づくりを实践する取組みとなる。②当該団体は、久留米つばき園が在る草野校区のまちづくり振興会で、日頃のつばき園の状況が把握できる。③当該団体の会員は、つばきの育成に携わることが多く、知識経験が豊富であり、樹木の植栽環境に合った適正な業務の遂行が期待できる。というものであった。(出典:みどりの里づくり推進課決裁文書(23み第181号)) 合理性はあると思われるが、特命随意契約の場合でも、できるかぎり競争性の確保を念頭に置いて、適正な価格での執行が望まれる。現在、業務委託料の金額は、毎年度、設計、積算が行われているが、内部の積算だけでなく、過年度の業務委託料の使途の検証等も行うべきと考える。様々な角度から検討を行うことで、より適正な業務委託料での契約に努めることが望ましい。	意見	久留米つばき園の管理業務については、毎年度内部の積算を行い適正な金額での契約に努めております。内部積算の際には、過年度の実績を検証し、積算を行っております。 今後も適正な業務委託料での久留米つばき園の管理に努めてまいります。	措置済
109	農政部	みどりの里づくり推進課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米つばき園 (意見) 過去に3度、休日も含めて現地視察に行ったが、利用計画にある40,000人/年(上記(4)参照)の利用者数があるとは考えづらい状況であった。現在は、利用者数については、推計はあるものの把握はされていない。久留米つばき園としての公有財産の有効活用を判断する最も重要な指標は来場者数であり、できる限り正確な来場者数を測る仕組みをつくる必要があると思われる。まずは、その点を改善して来場者数と久留米つばき園の維持管理費等の比較を行い、久留米つばき園の公有財産としての有効性の評価を行うことが望ましい。40,000人/年間という来場者数を確保するための様々な施策を久留米市と地元の方が、より積極的に連携して行っていくことが必要である。	意見	久留米つばき園は、管理人不在の自然公園であり入場者数を正確に把握することが、困難であります。その中でできる限り、正確な入場者数を把握するために、平成26年3月15日に開館した「久留米市世界のつばき館」の入場者数及び園の管理受託者から聞き取りを行い推計し、久留米つばき園の入場者数の把握の精度を向上させております。 また、年間4万人の来場者数の確保に向けて、今後も「つばきフェア」を草野校区との協働により継続開催し、多くの観光客を集めるとともに、緑花木産業の振興・地域の活性化に取り組みます。さらに、久留米市世界のつばき館で久留米つばき園の開花情報発信を行うなど新たな魅力を取り込み、学校遠足での久留米つばき園の利用促進など更なる相乗効果を高め、尚一層の利用者の増加に努めてまいります。	今後の措置方針を決定

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
113	農政部	中央卸売市場	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市地方卸売市場田主丸流通センター (指摘) 閉場時の植木の盗難等の防止の措置方法について、監視カメラを12基設置して対策しているとのことであるが、当該対策は事後的な対策にはなっていない、事前の対策とはなっていない。(監視カメラがどこにあるか確認できなかった。)事実、監査人補助者単独で現地調査に行ったところ倉庫の中には、せり前の植木が並べられていたが、中に入っても咎められることも、誰か外に出てくることもなかった。容易に盗難ができる状況であったことは否めない。 監視カメラは、事後的な検証には有効であり、盗難者を特定することはできても、その時点では既に売却されているなど、損失を填補することは難しい。事前に盗難を防止する手段、例えば、監視カメラを外部者が認識しやすい場所に設置する等、盗難の抑止力を高める対策をすべきである。	指摘	中小物会場や鉢物会場内等に『監視カメラ作動中!』などの表示を行い、監視カメラによる盗難抑止力の向上に努めます。	措置済
113	農政部	中央卸売市場	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市地方卸売市場田主丸流通センター (意見) 土地、建物の取得時の書類が保存されていなかった。合併前の取得ではあるが、「文書の保存期間は所管の課長等が文書の重要度等に応じて設定することができる(久留米市文書規程第31条)」とされている。今後は、財産の取得に係る契約書等については、永久保存が望ましい。	意見	今後、財産の取得に係る契約書類等については、永久保存等の対応を行います。また、取得目的及び取得経緯についても文書化して整理し、永久保存いたします。	措置済
114	総務部 農政部	財産管理課 中央卸売市場	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市地方卸売市場田主丸流通センター (意見) 登記簿上、所有者が浮羽郡田主丸町となっていた。合併後の現在の所有者は久留米市であるため、登記簿上も整合させるべきである。	意見	合併承継が登記上未済となっているものであるが、所有権が損なわれるものでもないため、今後適宜対応を行っていきたいと考えております。	意見に対する見解
114	農政部	中央卸売市場	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市地方卸売市場田主丸流通センター (意見) せり日(70日/年間)以外の施設の活用について質問したところ、展示出荷(一定期間)を実施しているとのことであったが、あくまで一定期間であり、その他の期間についても有効に流通センターの活用を行うことは検討の余地があると思われる。例えば、せり以外の日でも植木の販売業者が、自身が望む商品仕入先を探せない場合等に備えて、仕入業者とのマッチングを行う(相対取引)ことは条例上可能であり、このような取引が増えてくれば、せり日以外の日において、より有効に流通センターを活用できると考える。この活動は、現在も行われてはいるがまた件数としては少ない。 また、流通センターの取扱高は、10年前と比べ大きく減少しており、せりの日における取扱高を増やしていくことも課題とされている。 さらに、流通センター内の空室の解消という課題もある。 これらの課題を解決するためにも、流通センターへの買受登録者数を増やすこと等、積極的に植木振興のための活動を今後も継続して行っていくことが望まれる。	意見	植木は大物になるほど搬入搬出に手間がかかり、一般の市場よりせり日前後の準備期間が必要となっているため、せりの3日前からは商品の出荷、せり日とその翌日は買受者の商品引取りの期間としております。そのため実質は、市場として活用されていない日は、せりが休場となる8/15と12/30の前後数日間のみというのが実状です。 そのような中でも、施設の有効活用として、近隣施設でイベントを実施する際の駐車場や地域消防団の訓練場所など、本来の目的に影響がない範囲で貸出を行っています。 相対取引については、平成23年度から開始し、住宅事情や公共工事の減少などによって市場全体の取扱いが減少する中で、売上全体に占める割合は少しずつ増加しており、重要な取引方法となっています。 流通センター内の空室については、郊外にあり、近隣には会議室などをもち設備も充実しているそよかぜホールなどもあることから、需要を見込むことは難しい状況にあります。	意見に対する見解

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
118	都市建設部	住宅政策課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 3.都市建設部 (意見) 現年度家賃についての収納率に大きな変動は無いが、過年度家賃の収納率は7.4～9.0%で推移している。不納欠損率は平成22年度8.4%、平成23年度10.0%、平成24年度は11.6%と上昇傾向にある。不能欠損率の上昇が結果的に収納率を維持している側面もある。家賃の時効が5年であり、やむを得ない処理であるとしても実質的な徴収率をあげるために不納欠損率を低下させる努力が必要である。	意見	過年度分の収納率向上を図るための取り組みと併せ、現年度分収納率を上げることで滞納を繰り越さないための取り組みを実施しており、H26年度においては保証人に対する請求等の具体策を実施します。	措置済
122	総務部 都市建設部	財産管理課 住宅政策課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 3.都市建設部 (意見) 現状では、用途廃止となった住宅については、建物の取り壊しが完了した年度に未利用地を有効活用するための土地利用調整協議会にかけられ他の用途への転用や売却の討議がされている。しかし、用途廃止の施策は既に決定されており、今後、相当数、相当の面積の未利用地が発生することが予想される。転用や売却の選択肢や機会を増やすためには建物の解体を待たずに用途廃止が決定されている住宅跡地の有効利用を早期に総合的に検討することが必要と考えられる。	意見	用途廃止予定の市営住宅用地については、土地利用調整協議会で都市建設部より事前情報提供が毎年度行われているところですが、平成26年3月から、用途廃止予定の市営住宅用地についての利用検討WGを関係課で開催し、土地利用調整協議会への提案内容を事前協議し、有効活用時期の早期化を図っているとあります。	措置済
123	都市建設部	住宅政策課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 3.都市建設部 【個別検討】 (1)07-40、07-544、07-634 曉住宅 (意見) 公有財産台帳上No.1棟からNo.4棟までは口座番号が07-040に計上されており、No.5棟は07-544、No.6棟は07-634と別口座に計上されている。整理して統合すべきである。 適時に台帳を整備することが望まれる。	意見	別口座に計上された経緯を確認し、特段の理由が無かったため、公有財産台帳を修正しました。	措置済
124	都市建設部	住宅政策課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 3.都市建設部 【個別検討】 (2)07-80 高良内団地 (意見) 平成22年3月25日付けで報告漏れということで土地の面積が6,520.68㎡増加されている。適時に台帳の整備を行う必要がある。	意見	財産取得後に異動報告書が適時提出されるように、チェック体制を強化します。	措置済
125	都市建設部	住宅政策課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 3.都市建設部 【個別検討】 (3)07-377 西大石住宅跡地 (指摘) 平成18年当時の建設部内の担当者の事務処理手続に誤りがあり、総務部財産管理課に公有財産異動報告書が提出されていない。公有財産異動報告書を総務部財産管理課に提出し、公有財産管理台帳の整備を強化すべきである。	指摘	経緯を確認の上、公有財産異動報告書を提出し、公有財産台帳の修正を行いました。 財産取得後に異動報告書が適時提出されるように、チェック体制を強化します。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
126	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 3.都市建設部 【個別検討】 (4)07-428 塚島住宅 (指摘) 旧北野町時に建てた住宅の建物について価格が計上されていない。	指摘	平成26年度中に建物共済責任額を参考に価額の設定を行いました。	措置済
126	都市建設部	住宅政策課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 3.都市建設部 【個別検討】 (4)07-428 塚島住宅 (指摘) 旧北野町時に建てた住宅について建築図面など修繕に備えて保管しておく必要があるが、保管されていない。	指摘	建設当時の図面等が旧北野町により廃棄されており、復元も困難である。 指摘された住宅は「久留米市営住宅長寿命化計画」において、平成32年度までに廃止(建替)予定となっており、建築図面を要するような大規模改修を実施する見込みはないが、小規模修繕等については現地の状況に応じ、適宜実施するものである。 そのため、当時の建物の図面を新たに作成・保管は行わないこととする。	措置しない
127	都市建設部	住宅政策課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 3.都市建設部 【個別検討】 (5)07-502 福光団地 (指摘) 旧三潯町時に建てた住宅について建築図面など修繕に備えて保管しておく必要があるが、保管されていない。	指摘	建設当時の図面等が旧三潯町により廃棄されており、復元も困難である。 H27年度の現況として、既に当時の建物は現存せず、新たに福光団地のNo.1、2棟が竣工しているため、旧建物の図面は作成しない方針とする。	措置しない
128	都市建設部	住宅政策課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 3.都市建設部 【個別検討】 (6)07-571、07-633 青木団地 (指摘) 公有財産台帳の建物の価格については火災保険対象額で計上されておりNo.1 棟が236,785 千円(電気設備工事、機械設備工事が含まれていない)、No.2 棟が145,591 千円となっている。火災保険対象額は保険会社が算定した再調達価格を元に計算した価格である。久留米市財産規則第34 条(公有財産台帳価額)には買入れ、建築、収用その他有償取得にかかるものの公有財産台帳に記載すべき金額は、取得価額、建築価額及び補償金額等の取得に要した金額とする。と明記されており、建築請負金額で計上すべきであり、No.1 棟は423,529 千円、No.2 棟については197,972 千円で計上すべきである。	指摘	経緯を確認の上、公有財産異動報告書を提出し公有財産台帳の価格を修正しました。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
129	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 3.都市建設部 【個別検討】 (7)07-178 津福公園 (指摘) 土地明細表の土地の価格の合計額は14,291,725 千円であるが、総括表の土地の価格は2,524,550 千円となっている。総括表の土地の価格は平成24 年3 月30 日時点では14,291,725 千円であり、平成24 年4 月1 日時点では2,524,550 千円と約82%が減額されている。これは、路線価による評価替えの影響もあるが公有財産台帳登録上、3 桁誤りで計上された差額の9,592,866 千円の影響が大きいと思われる。総括表の土地の価額は評価替え時に修正されているが土地明細表の金額は誤った金額で計上されたままである。 システム上、総括表と土地台帳の整合性を図る必要がある。少なくとも土地明細表の入力誤りについては修正すべきである。	指摘	土地の取得価格につきましては、平成25年度末時点の集約の際に、面積と取得金額が明らかに整合しないものを調査し、修正を行ったところです。	措置済
131	都市建設部		第6章 公有財産の各部局単位の現状 3.都市建設部 【個別検討】 (8)09-780 防災広場 (意見) 当該土地は、長期継続してきた都市計画道路事業の円滑な推進を図るため、都市計画道路の代替地として取得したものであるが、代替地の必要性が無くなったため、未利用地の有効活用のため、防災広場として当初の取得目的とは別の目的で活用されたものである。そもそも、都市計画道路の県事業の区域の代替地であり、県からの委託により土地開発公社で代替地を取得している。その後、県事業の代替地としての活用の可能性が無くなったが、都市計画事業の実施者は、本来市町村であり、また、区域を定めて良好な市街地の形成を図る事業であることから、当初の取得の段階で今回の場合のように当初の取得目的での活用ができない場合もその後市で責任を持って活用することを明確にしておくべきである。今後、同様な事例において手続きの参考になるよう書類を整理して保存しておくべきと考える。	意見	事業実施に際し、代替地を取得する場合は、今回の場合のように当初の取得目的での活用ができない場合もあります。そのため取得する場合は、当然慎重に判断する必要があり、また、今回のケースも参考にして事務手続きを進めることとします。	措置済
137	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 4.教育部 (指摘) 財産台帳の金額については、土地台帳価格は 固定資産税の路線価×面積 とされ、建物台帳価格は、取得価格とされているとの回答を得たが、建物の台帳価格0 円の学校施設が11 ヶ所、その他一部台帳価格0 円の建物を有する学校施設が38 ヶ所に及ぶ。台帳価格0 円の建物が多数存在する事は問題である。久留米市財産規則34 条2 項2 号によると「建物・工作物及び地方自治法第238 条第1 項第3 号に規定する公有財産又はその他の動産については、建築費若しくは製造費とする。ただし、建築費・製造費によりがたいときは見積価格とする。」とある。早急に価格見積りを行い、建物価格を表示されたい。	指摘	平成26年度中に建物共済責任額を参考に価額の設定を行いました。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
137	総務部	財産管理課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>4.教育部 (意見)</p> <p>本来学校用財産は、公共用財産であるにもかかわらず、大橋小学校の土地の一部に普通財産が含まれている。これは、平成22年に大橋小学校用地の一部を福岡県が施行する歩道設置工事に伴い、学校用地として用途廃止→普通財産に変更して総務部財産管理課へ所管換え→福岡県に売却されていたもので台帳の抹消漏れであった。大橋小学校の抹消漏れは、早急に台帳の改訂をされたい。</p> <p>久留米市では、公会計制度改革への取組として、財務諸表を作成中とのことであるが、公会計制度改革は資産・債務の確定を含めた改革である。正確な財産台帳の整備は必須である。</p>	意見	平成26年度中に建物共済責任額を参考に価額の設定を行いました。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
138	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 4.教育部 (意見) 土地、建物のいずれにおいても、取得するまでの手続きは適正に行われている。にもかかわらず、いったん取得した後の手続きに不備が多いのは、“取得すること”に力点が置かれ、その後の財産の管理・活用という事務に対する認識が薄いからではないかと思われる。公有財産等は、市民の財産として、適切な管理の上で、効果的に活用されるべきものである。再度、基本に帰り、まずは所有する財産の台帳整備を急ぐとともに、管理のあり方について、所管部局において、各部局と連携した適正な管理体制が構築されるよう、早急に取り組まれない。	意見	公有財産は公の財産であり、適正に管理していくものとの認識は強く持っているところです。今後、財産研修などの場を通じ、改めて各部局に適正な管理に努めるよう指導していきたいと考えております。	今後の措置方針を決定
139	教育部	学校施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 4.教育部 (意見) 確かに公立学校用地は、借地ではなく公有地である事が望ましいが、人口構成にも大きな変化が表われている昨今、これまで以上に公立小中学校や高等学校の統廃合が進むのは明らかである。このような状況下、余裕施設となった学校施設の利活用、あるいは学校施設取り壊し後の跡地利活用も含めた長期的視点に立った借地購入計画が必要である。	意見	三漕中においては、H28年度に売買契約が完了しました。一方、江上小における借地購入においては、地権者と継続協議を行っています。 また、学校施設の利活用、および学校施設取り壊し後の跡地利活用につきましては、学校状況(児童生徒数推移、統廃合など)によるため、今後も、学校を取り巻く状況によって、対応していきたいと考えています。	今後の措置方針を決定
143	教育部	学校施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 4.教育部 (意見) 学校施設という性格上児童・生徒の教育、安全が最優先する事は当然である。しかし公有財産の利活用ということを考えると教育部及び現在学童(津福小、金丸小、三漕小、青峰小)で活用を行っている子ども未来部所管の範囲内の利用に限るなど余裕教室の有効活用を図られたい。	意見	高学年児童の学童利用開始に伴い、活用が可能である場合は、H28年度より学校側と協議の上、学校施設の利活用を行っています。なお、今後も施設の有効活用については、関係部局と協議をしながら対応していきたいと考えています。	今後の措置方針を決定
147	教育部	学校施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 4.教育部 (意見) 南町運動広場のトイレが台帳に記載漏れとなっている。早急に台帳記載を行われたい。	意見	公有財産台帳に記載しました。	措置済
151	教育部	総務	第6章 公有財産の各部局単位の現状 4.教育部 (意見) 教職員に対する通勤車両の駐車料金が年間10,000円と規定されているが、ただし書として勤務地に最も近接した駅またはバス停留所から当該勤務地までの実距離が2キロメートルを超える場合は、この限りでないとなっている。教職員に対し、規定にもとづき通常の通勤手当は支給されている事から、駅から勤務地までの実距離に関係なく一律に有償とすべきである。	意見	教職員の駐車料金有料化を平成14年に導入しています。導入年から一定の年数が経過しておりますので、現在の状況にあった制度になっているかを、教職員の活動状況踏まえながら現在再検討を行っているところです。ご意見の内容を踏まえて引き続き検討を行っていきます。	検討中

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
156	教育部	学校施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 4.教育部 (意見) 築60年経過時が学校施設の更新投資時期として、5年スパンでシミュレーションシグラフにしたのが次の表である。 グラフを見ると、平成46年から平成50年にかけて更新投資のピークとなる。この5年間の平均は約50億円その前後各5年間の平均も39億円、33億円の更新投資が学校施設のみで必要となる。このように、学校施設の更新投資には多額の資金を要するため、全市的な更新投資計画に含めて、検討すべきである。	意見	本市において、H27年度に、現在の公共施設を計画的・効率的に管理していくために、「久留米市公共施設総合管理基本計画」が策定されました。策定された計画では、今後、公共施設への投資コストの増大が想定されることから、公共施設のコスト縮減等に関する数値目標や推進方針を、今後具体的に検討していくこととされています。学校施設においても、計画に準じて、対応していくこととしています。	今後の措置方針を決定
158	環境部	施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 5.環境部 (2)ごみ・清掃関連施設に関わる土地について (意見) 高良内清掃用地の一部は、旧埋立地であり、家庭用の生ごみ等が埋められていることからガスが発生するなど埋立地の受け入れ容量が満杯になった後も土地としては安定せず、用途が限られている。 ガスの排出量や水質検査等に基づき一定の要件を充たせば廃止手続きができて、廃止後は土地を有効利用する必要がある。現在は廃止手続きの目処は立っていない。 本件土地は清掃用地として利用を予定しているが、災害時のがれき置き場は清掃用地としての利用目的の範囲内と解釈できることから問題はないと考える。将来的には土地が安定し、本件土地の有効利用として本来の土地の利用としてどのような利用方法があるのかを検討すべきである。	意見	本件土地は未だ地盤の安定が計れていないため、廃止手続きの目処が立った時点で、有効利用方法を検討してまいります。	意見に対する見解
167	環境部	資源循環推進課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 5.環境部 (2)ごみ・清掃関連施設に関わる土地について 10 田主丸町環境衛生連合会(田主丸町) (指摘) 久留米市財産規則第20条によれば、地方自治法238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用の許可については、当該財産の用途または目的を妨げないと認める場合で、かつ、当該使用が市の事務事業と密接な関連を有し、もしくはその円滑な執行に寄与するとき、又は公益上必要なときに限り行うことができると規定する。そして、同規則第25条の2によれば、行政財産の使用許可については同規則第26条から第30条の規定(貸付け申請)の準用がある。 本件土地は、同連合会が田主丸町の清掃関連事業を行っていることから目的外使用の基準を充たす可能性があるとしても、連合会への使用許可であることから行政財産の使用許可として同規則第26条から第30条で規定(貸付け申請)する手続きを履践する必要がある。 しかし、本件では使用貸借契約書の締結もされおらず、市長に対する使用許可の申請もなされていない。これらの手続きを行うべきである。	指摘	田主丸町環境衛生連合会は、平成26年3月31日をもって、ごみの収集関連の事業を終了し、同日、事務所も退去し、同連合会は、平成26年度からは本件土地は使用しておりません。 現在、本件土地は、市の資源物集積所及び災害時ごみや不法投棄物の一時保管場所等として利用しております。 建物の解体工事は完了しています。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
167	環境部	資源循環推進課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 5.環境部 (2)ごみ・清掃関連施設に関わる土地について 10 田主丸町環境衛生連合会(田主丸町) (意見) 土地の利用については、貸与敷地西側は駐車場用地として利用されているが、平成24年の九州北部豪雨によるがれきが集積され、その後撤去はされているが、写真のとおり土地整備はなされておらず、整備の必要があるものと考え。	意見	本件土地は、現在駐車場としては利用しておらず、災害発生ごみの一次保管場所として使用する以外にも、地域の清掃美化活動等の際の不法投棄物等の仮置場、月に1回収集の資源物の集積所として利用しております。	措置済
168	環境部	施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 5.環境部 (3)公園等の環境保全にかかわる施設に関する土地 1環境保全林事業用地 (意見) 平成21年に地目変更等の登記簿整理が行われ、土地台帳の整備も適正に行われており、土地の管理が適正に行われている。 本件土地は、当初埋立処分場として計画していたものが、計画縮小により除かれた土地であり、当初の土地取得の目的と異なった目的で保有するに至っているものである。その目的は、自然環境の保全・向上を図るというものであるが、はたして杉谷埋立地の南東一体の土地を保有することによって同埋立地との関係で自然環境をどの程度保全するに寄与しているのか、自然環境の保全のために必要な広さなのか、今後も久留米市が本件土地を保有し続ける必要があるのか等について十分な検討がなされる必要があろう。	意見	杉谷埋立地周辺の自然環境の保全は地元の信頼関係の構築においても必要なものと考えています。	意見に対する見解
169	環境部	斎場	第6章 公有財産の各部局単位の現状 5.環境部 (3)公園等の環境保全にかかわる施設に関する土地 2甲塚公園 (意見) 土地台帳は適正に整備されており、土地の清掃等管理も適正になされている。地図に記載がなく、本当に地元の住民のための公園であるが、公園周りの住民は限られており、公園として効率的に有効活用されているか検証する必要があるものと考え。	意見	芝生広場の公園であり、土曜・日曜日に子供たちが利用しています。 また、桜の時期には特に利用が集中している状況です。 平日の利用や季節による利用状況にむらがあるが、十分に活用されております。	意見に対する見解
169	環境部	環境保全課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 5.環境部 (3)公園等の環境保全にかかわる施設に関する土地 3衛生課倉庫 (意見) 本件土地は、久留米市内の市役所にも近い中心地区に位置する。倉庫の周りを取り囲むように高層のマンションが数棟建っており、無人の殺虫剤等の薬剤の保管場所として、そのような環境での薬剤等の管理の適正性、保管場所の変更による経済合理性等について検討する余地があるものと考え。	意見	薬剤倉庫の移転を含めて検討しましたが、薬剤倉庫は薬剤保管庫として、H7年1月に耐火構造で建築したもので、移転による建替えには費用がかかり過ぎることから、薬剤倉庫部分については施錠確認を徹底し、現状維持としました。 行政財産の有効活用のため、薬剤倉庫部分を除く衛生課倉庫内の事務所や駐車場は、行政財産の用途廃止を行い、H26年7月からは、健康福祉部地域福祉課へ所属替え(保護司会の事務所として活用)を行いました。	意見に対する見解

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
171	環境部	斎場	第6章 公有財産の各部局単位の現状 5.環境部 (4)市有墓地・市営斎場に関連する土地 2久留米市斎場・斎場周辺広場整備事業用地 (意見) 斎場周辺広場整備事業用地のうち二筆(高良内町3991-1、同4056-1)において、登記簿上の地積と実測地積に相違がある。登記簿上の地積を実測地積に合わせる地積変更が望ましい。	意見	高良内町3991-1については、登記簿地積は国土調査地積であり、国土調査図等に基づき実測したものです。当該地区の測量精度は甲(3)で誤差13.75㎡で、誤差の範囲であり地積更正は必要ないものと考えています。 高良内町4056-1については、地目が田で登記簿上の地積は小数点はつけないため15㎡であり、実測地積15.02㎡への地積更正は出来ません。(小数点以下がつくのは宅地・鉱泉地及び10㎡以下の土地である。)	意見に対する見解
172	環境部	環境保全課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 5.環境部 (4)市有墓地・市営斎場に関連する土地 3市有墓地 (意見) 久留米市内23カ所の墓地のうち、6カ所(上記別表1、4、6、7、11、20)で登記簿上の地積と実測地積との相違が認められた。登記簿上の地積を実測地積に合わせる地積変更が望ましい。	意見	登記簿上の地積と実測地積が明らかに異なる2箇所(別表6,11)については、平成29年度に測量を実施し、地積変更を行いました。 残る4箇所(別表1、4、7、20)は、不動産登記規則100条で、地目が墓地の場合、10㎡以上では、小数点以下は切り捨てられるため、登記簿と実測地積の相違はありません。	措置済
173	環境部	環境保全課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 5.環境部 (4)市有墓地・市営斎場に関連する土地 3市有墓地(3)高良内墓地 (意見) 高良内墓地のうち九十五把墓地、坂口墓地の2カ所(上記別表6、7)で登記簿上の地積と実測地積との相違が認められた。登記簿上の地積を実測地積に合わせる地積変更が望ましい。	意見	ご指摘のとおり、九十五把墓地(別表6)は登記簿上の地積と実測地積で相違があったため、平成29年度に高良内町字九十五把3184-2番地の測量を実施し、登記簿上の地積を実測地積に合わせる地積変更を行いました。 坂口墓地(別表7)は、不動産登記規則100条で、地目が墓地の場合、10㎡以上では、小数点以下は切り捨てられるため、登記簿と実測地積の相違はありません。	措置済
174	環境部	環境保全課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 5.環境部 (4)市有墓地・市営斎場に関連する土地 3市有墓地(3)高良内墓地 (意見) 松本墓地については、久留米市所有土地の中に飛び地として他人所有の土地二筆があり、墓地運営としては望ましくない権利関係となっている。	意見	墓地に囲まれた土地であるが、現在墓地運営にあたり支障となるような事にはなっていないため、特に、権利関係の整備は行いません。	措置しない
174	環境部	環境保全課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 5.環境部 (4)市有墓地・市営斎場に関連する土地 3市有墓地(4)隈山墓地 (意見) 同墓地3筆中1筆(久留米市国分町402-1)において、登記簿上の地積と実測地積に相違がある。登記簿上の地積を実測地積に合わせる地積変更が望ましい。	意見	ご指摘部分の筆(402-1)は飛び地にある筆(369-1)の誤りであると思われ、平成29年度に国分町369-1について測量を実施し、登記簿上の地積を実測地積に合わせた地積変更を行いました。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
176	環境部	建設課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>5.環境部</p> <p>(5)その他の土地について</p> <p>1総論 (指摘)</p> <p>本件土地はいずれも普通財産であり、土地台帳では、使用貸借となっている。しかし、担当者からの聴取の結果、二軒茶屋公民館、第一町内公民館、高良内町第三町内公民館、新一ノ瀬公民館用地については、使用貸借契約が締結されていないことが判明した。</p> <p>普通財産を使用貸借による管理を行う場合は、久留米市財産規則第30条の2によれば、「公有財産の本来の目的を損なわないばかりか、より効率的で積極的な有効活用ができると認められるときは、法令又は議会の議決に基づき、普通財産として使用貸借により管理することができる」とし、この場合の手続は同規則第26条から第29条までの例(貸付け申請)によるとされる。</p> <p>本件では、公民館、集会所として公有財産の本来の目的を損なわず、効率的な有効活用ができる可能性があるとしても、使用貸借契約書の締結、および同契約書案を添付した貸付け申請書の提出を市長に対して行う必要がある。</p> <p>しかし、これらの手続がなされていないことから同規則の条項にしたがい手続を履践する必要がある。</p>	指摘	本件土地について、いずれも平成27年4月1日に使用貸借契約を締結しました。	措置済
177	環境部	斎場	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>5.環境部</p> <p>(5)その他の土地について</p> <p>2甲塚集会所 (指摘)</p> <p>甲塚地区の集会所であり、普通財産である。</p> <p>前記のとおり使用貸借となっているが使用貸借契約を締結していない。</p> <p>1総論で指摘したとおり (1総論の指摘内容)</p> <p>普通財産を使用貸借による管理を行う場合は、久留米市財産規則第30条の2によれば、「公有財産の本来の目的を損なわないばかりか、より効率的で積極的な有効活用ができると認められるときは、法令又は議会の議決に基づき、普通財産として使用貸借により管理することができる」とし、この場合の手続は同規則第26条から第29条までの例(貸付け申請)によるとされる。</p> <p>本件では、公民館、集会所として公有財産の本来の目的を損なわず、効率的な有効活用ができる可能性があるとしても、使用貸借契約書の締結、および同契約書案を添付した貸付けがある。</p> <p>しかし、これらの手続がなされていないことから同規則の条項にしたがい手続を履践する必要がある。</p>	指摘	本件土地について、いずれも平成27年4月1日に使用貸借契約を締結しました。	措置済
177	環境部	斎場	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>5.環境部</p> <p>(5)その他の土地について</p> <p>2甲塚集会所 (意見)</p> <p>甲塚地区住民のための集会所であり、土地台帳、土地の管理共に適正になされている。多目的の広場が隣接しており、清掃等管理も行き届いている。</p> <p>同広場の使用状況について確認ができなかったが、どの程度当該土地を有効活用しているかどうかについては検討の余地がある。</p>	意見	多目的広場として地元で有効に利用されています。昨今、ソフトボール等の練習はしていないが、集会所利用時に子供たちが遊んでいる状況です。平日の利用は少ないが、季節により土曜・日曜には子供たちが利用しています。	意見に対する見解

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
179	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (1)25-001 特殊処理場用地、25-038 田主丸浄化センター (指摘) 土地については旧浮羽郡田主丸町時代の台帳から久留米市の公有財産台帳に転記しているだけで、登記簿謄本との照合は行われていない。 土地については登記簿謄本を入手し、照合を行うべきである。	指摘	登記簿謄本により、財産の確認を行いました。	措置済
179 180	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (1)25-001 特殊処理場用地、25-038 田主丸浄化センター (指摘) 建物については平成20年4月に浄化センターとして稼働しているが口座番号25-001特殊処理場用地上に建てられたものであるが建物については口座番号25-038に計上されており統合されていない。管理棟、汚泥処理棟等の建物があるはずであるが台帳上はすべて工作物38式、価格700,587千円が計上されている。内容については建築請負契約書等の資料が台帳と別の管理となっているため不明である。建物については建築請負契約等に基づき建物の価格を把握し台帳に計上すべきである。	指摘	建物の価格を企業局固定資産台帳に計上しました。	措置済
180	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (1)25-001 特殊処理場用地、25-038 田主丸浄化センター (指摘) 建物の図面が行政財産の一連の文書として保存されていないが、修繕等の不測の事態に備えるために保存しておくべきである。	指摘	建物の図面を行政財産の一連の文書として保存しました。	措置済
180	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (2)25-005 中央浄化センター (指摘) 土地について登記簿上の土地について面積が比較的小さいものは公有財産台帳に登録されていないものが散見される。 公有財産台帳には土地の面積の大小にかかわらず、すべて計上し管理すべきである。	指摘	面積の大小に関わらず、すべて公有財産台帳に計上しました。	措置済
181	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (3)25-032 合川中継ポンプ場 (意見) 建物のような重要な資産については、建築請負契約書を永年保存とすべきと考える。	意見	重要資産については今後は永年保存とします。	措置済
182	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (4)25-039 冷水浄化センター (指摘) 公有財産台帳には旧浮羽郡田主丸町の台帳をもとに計上されており、契約書等の資料は一切ない。 土地については登記簿謄本を入手するなどして照合しておくべきである。	指摘	登記簿謄本により、財産の確認を行いました。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
182	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (4)25-039 冷水浄化センター (意見) 建物について修繕などの事態が生じた時に備えて図面を保管すべきである。再度、保存されているかを調査し、見つからない場合は建築請負会社に照会し入手の可能性を検討すべきである。	意見	冷水浄化センター内にて保管しています。	措置済
182	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (4)25-039 冷水浄化センター (意見) 建物価格についても引継時の金額で記載されているが、建築請負契約書が保存されていないため妥当性が検証できない。これについても建築請負会社に照会するなどの手続を実施すべきである。	意見	公有財産台帳に建設事業費が記載されていることを確認しました。	措置済
183	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (5)25-040 柴刈浄化センター (指摘) 公有財産台帳には旧浮羽郡田主丸町の台帳をもとに計上されており契約書等の資料は一切ない。 土地については登記簿謄本を入手するなどして照合しておくべきである。	指摘	登記簿謄本により、財産の確認を行いました。	措置済
183	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (5)25-040 柴刈浄化センター (意見) 建物について修繕などの事態が生じた時に備えて図面を保管すべきである。再度、保存されているかを調査し、見つからない場合は建築請負会社に照会し入手の可能性を検討すべきである。	意見	柴刈浄化センター内にて保管しています。	措置済
183	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (5)25-040 柴刈浄化センター (意見) 建物価格についても引継時の金額で記載されているが、建築請負契約書が保存されていないため妥当性が検証できない。これについても建築請負会社に照会するなどの手続を実施すべきである。	意見	処理施設建設事業費を確認しました。	措置済
184	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (6)25-041 赤司浄化センター (指摘) 公有財産台帳には旧三井郡北野町の台帳をもとに計上されている。土地については資料が一切ない。 土地については登記簿謄本を入手するなどして照合しておくべきである。	指摘	登記簿謄本により、財産の確認を行いました。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
184	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (6)25-041 赤司浄化センター (意見) 建物価格について価格が0千円となっている。農業集落排水処理事業は特別会計であるため現段階では貸借対照表の作成は必要ないとのことであるが、公会計の貸借対照表を含む財務4表の作成はいずれ連結ベースで作成することが要求されることになると思われるため、それに備えて価格を調査することが必要と思われる。建築請負会社に照会するなどの手続を実施すべきである。	意見	処理施設建設事業費を確認いたしました。	措置済
185	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (7)25-042 南部浄化センター (指摘) 公有財産台帳には旧三井郡北野町の台帳をもとに計上されている。土地については先の赤司浄化センターと同様資料が一切ない。土地については登記簿謄本を入手するなどして照合しておくべきである。	指摘	登記簿謄本により、財産の確認をしました。	措置済
185	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (7)25-042 南部浄化センター (意見) 建物価格について価格が0千円となっている。農業集落排水処理事業は特別会計であるため現段階では貸借対照表の作成は必要ないとのことであるが、公会計の貸借対照表を含む財務4表の作成はいずれ連結ベースで作成することが要求されることになると思われるため、それに備えて価格を調査することが必要と思われる。建築請負会社に照会するなどの手続を実施すべきである。	意見	処理施設建設事業費を確認しました。	措置済
186	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (8)25-043 北野中継ポンプ場 (指摘) 建物については工事完了通知と建築計画通知書の図面はある。建築請負契約書は無いため価格を確認することはできない。建物については平成22年3月に建築完了の建物であり、正規の手続に従って建築請負契約書を取得報告書とともに保存しておくべきである。	指摘	建築請負契約書を取得報告書とともに保存しました。	措置済
186	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (8)25-043 北野中継ポンプ場 (意見) 土地や建物のような重要な資産については、取得の経緯が分かるように取得報告書は永年保存とすべきである。	意見	永年保存としました。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
186	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (8)25-043 北野中継ポンプ場 (意見) 建物についても将来の公会計の適用に備えて価格を調査することが必要と思われる。 建築請負会社に照会するなどの手続を実施すべきである。	意見	設計書により価格の確認をしました。	措置済
187	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (9)25-050 西郷浄化センター (指摘) 建物、工作物の建築請負契約書が行政財産の一連の文書として保存されていない。 建物や工作物は平成24年もしくは平成25年に建築されたものであり、不具合などが発生した場合に瑕疵担保責任が発生するような場合もあるので建築請負契約書を保存しておくべきである。	指摘	建築請負契約書を取得報告書とともに一連の文書として保存しました。	措置済
187	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (9)25-050 西郷浄化センター (意見) 土地や建物のような重要な資産については、売買契約書や建築請負契約書を永年保存とすべきと考える。	意見	永年保存としました。	措置済
190	健康福祉部	障害者福祉課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 7.健康福祉部 (2)26-147 大石町共同作業所 (意見) 建物の取得について寄付申請書や建築請負契約書などが無いため取得の詳しい経緯や取得価格を証明する資料が原課で保存されていない。土地や建物のような重要な財産についての取得報告書は原課で永年保存しておくことが望ましい。	意見	ご指摘のとおり、今後は取得の経緯や価格の根拠となるような土地・建物に関する重要な資料については、関係規則に即した適正な保存に努めます。	措置済
192	健康福祉部	保健所健康推進課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 7.健康福祉部 (3)26-149 久留米赤十字会館建設用地 (指摘) 土地の譲渡契約書の日付が平成12年12月1日、使用貸借契約書の日付が平成13年1月5日であるのに対し土地の取得報告書の日付は平成13年7月1日となっている。久留米市財産規則では次のように定められている。 第8条(取得の報告) 部長等は、公有財産(特定財産を除く。)を取得した場合は、公有財産取得報告書に 関係書類を添えて速やかに総務部長に報告するものとする。 2 前項の場合において、関係書類を速やかに完備することができないときは、公有財産報告書のみにより報告し、関係書類をその後を送付することができる。 公有財産台帳に記載のない財産を貸し付けるような事態が生じないよう規則を遵守すべきである。	指摘	ご指摘のとおり、今後は、このような事態が生じないよう関係規則に即した適正な事務処理に努めます。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
194	健康福祉部	保健所健康推進課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 7.健康福祉部 (4)26-178 日本赤十字社九州血液管理センター(仮称)建設用地 (意見) 公有財産取得報告書が使用貸借契約書の日付よりも後に提出されている。土地の譲渡契約は1ヶ月以上前に締結されているのだから取得報告を遅滞なく行い、台帳に記載されていない財産の使用貸借契約が締結されることのないようにすべきである。	意見	ご指摘のとおり、今後は、公有財産台帳に記載のない財産を貸し付けるような事態が生じないよう関係規則に即した適正な事務処理に努めます。	措置済
194	健康福祉部	保健所健康推進課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 7.健康福祉部 (4)26-178 日本赤十字社九州血液管理センター(仮称)建設用地 (意見) 口座名称、財産分類が更新されず、又は誤ったまま公有財産に登録されている。公有財産台帳のメンテナンスを定期的実施すべきである。	意見	ご指摘の件については、平成25年度において公有財産の取扱事務手続きに基づき、口座名称、財産分類を更新し、所管換え等適正な報告を行っております。今後は、関係規則等に即した適正な事務処理に努めます。	措置済
195	健康福祉部	長寿支援課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 7.健康福祉部 (5)26-154 北野老人いこいの家 (意見) 合併により取得した財産である。土地については取得に関する資料は保存されていない。面積、価格は合併時の旧三井郡北野町時の台帳の数字を転記しており、その後平成24年4月1日に評価替えを実施し路線価に置き換えられている。建物の面積、金額も同様に旧北野町時の台帳の数字を転記しており金額は不明のまま0円となっている。建物の価格については、今回の包括外部監査の実施中に建築請負契約書が見つかり、建物価格は15,900,000円であることが判明した。平成25年10月1日付けで公有財産異動報告書が提出されており、公有財産台帳にはこの価格が登録され現在は修正されている。	意見	ご指摘のとおり、今後は取得の経緯や価格の根拠となるような土地・建物に関する重要な資料については、関係規則に即した適正な保存に努めます。	措置済
196	健康福祉部	長寿支援課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 7.健康福祉部 (6)26-165 田主丸老人福祉センター (意見) 土地の一部を社会福祉法人久留米市社会福祉協議会に貸し付けているが、公有財産台帳上は行政財産に計上されたままである。普通財産貸付更新申請書と普通財産貸付料減免申請書は適切に提出されており台帳登録だけの問題と思われるが適時、台帳の整備を行うことが望まれる。公有財産異動報告書が平成25年10月1日付けで総務部長宛で提出されており、現在は貸し付けている土地については公有財産台帳の普通財産に正しく計上されている。	意見	ご指摘のとおり、今後は、公有財産の取扱事務手続きに基づき、財産分類等を適正に更新し、関係規則に即した適正な事務処理に努めます。 +G146	措置済
197	健康福祉部	障害者福祉課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 7.健康福祉部 (7)26-187 田主丸地域活動支援センター (意見) 建物の価格計上の根拠となる建築請負契約書について所在が不明であるが、建物価格の根拠となる資料であり保存しておくことが望ましい。	意見	ご指摘のとおり、今後は取得の経緯や価格の根拠となるような土地・建物に関する重要な資料については、関係規則に即した適正な保存に努めます。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
199	健康福祉部	保健所地域保健課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 7.健康福祉部 (9)26-185 北野複合施設 (指摘) 引継書には建築工事1,077,976,200 円、電気設備工事107,586,150 円、機械設備工事160,650,000 円の記載があるが、取得報告書には建築工事の1,077,977 千円の記載しか無い。従って公有財産台帳には建築工事の1,077,976 千円しか計上されていない。電気設備工事、機械設備工事も建物附属設備として建物価格に含めるべきである。	指摘	ご指摘の内容を踏まえ、公有財産台帳について、建物価格に電気設備工事、機械設備工事を含めた内容に修正いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。	措置済
202	健康福祉部	保健所地域保健課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 7.健康福祉部 (10)26-192 南部保健センター予定地 (意見) 公有財産台帳の口座名称が南部保健センター予定地となったままである。公有財産台帳を整備されたい。	意見	ご指摘の内容を踏まえ、公有財産台帳の口座名称を「久留米市南部保健センター」に修正いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。	措置済
202	市民文化部		第6章 公有財産の各部局単位の現状 7.健康福祉部 (10)26-192 南部保健センター予定地 (指摘) 土地開発公社からの取得価格には56,237 千円の支払利息が上乗せされている。上津地区の市民センターに併設する多目的棟の建設が財源確保の問題などから実現できなかったため、長期に亘り土地開発公社が用地取得資金として金融機関から借りた借入金に金利部分も含めて土地の取得価格に含めて計上されたことが大きな原因となっている。結果的に不要な経費が計上され市の財政を圧迫する要因となっている。先行取得している用地の整備や活用については環境の変化等を見極め、早急に方針を示し対応する必要があると思われる。	指摘	先行取得している用地の整備・活用について、当初の計画通りに事業が進捗しない場合は、今後の方針を早急に整理し対応していきたい。	今後の措置方針を決定
213	市民文化部	文化振興課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 8.市民文化部 (1)石橋文化センター (意見) 原則として競争入札が必要な1,000,000 円以上の修繕工事につき、競争入札が行われず、随意契約になっているものが2 件あった。入札参加者基準を定めている契約事務規程の別表1には、「※特別な場合は、この限りではない。ただし、その理由を明記すること。」と記載されているが、特別な場合とは何かは明らかにされていない。今回の工事では、トイレ改修工事につき設計書作成が困難であることを理由に競争入札を行っていないものが1件あるが、改修工事のたび設計書を作成することが困難であるならば、入札基準自体の見直しも必要であると考えます。また、「特別な場合」の承認は、法人内部ではなく、久留米市の承認を得る事を条件とする事等も一つの方法であると考えます。	意見	施設の管理運営を行っている(公財)久留米文化振興会に措置状況等を確認したところ、『入札基準や「特別な場合」の承認の手続きについて、契約事務規程の見直しを進めていきたいと考えている。』とのことである。同団体の所管課である文化振興課としても連携協力しながら対応していきたい。	検討中

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
213	市民文化部	文化振興課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 8.市民文化部 (1)石橋文化センター (意見) 随意契約の場合の業者の選定方法に関する基準が明確になっていない。業者を数社選定し、見積書を提出させ、その中で最低価格の業者に受注させているが、最初に何社選定するか、またその中からどのように選定するかの基準が明確ではない。さらに、だれが選定を行うかも正式に決まっていない。修繕工事は金額が大きくなる傾向にあることから、選定基準や選定者を正式に決定しておく必要があると考える。	意見	施設の管理運営を行っている(公財)久留米文化振興会の随意契約の場合の業者選定要領について、久留米市の方法を参考に、平成29年3月に修正を行いました。	措置済
215	市民文化部	文化振興課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 8.市民文化部 (1)石橋文化センター (意見) 業務委託契約書の業務委託料の金額を超えて支払を行う必要がある場合、どのような手続が必要かを明確にすべきであると考え。現状では、業務委託契約書の金額を超えて支払を行う場合のチェック機能が働かない状態になっている。これについても、久留米市の承認を必要とする等の方法を検討してみてはどうかと考える。	意見	施設の管理運営を行っている(公財)久留米文化振興会に措置状況等を確認したところ、『当初契約していた内容に変更が生じ、契約金額が増額する場合には、変更契約書を作成し、その変更契約に基づいて支払う必要があると認識している。今後は、変更契約書の作成を確実にし、支出伝票への添付を義務付け適切に事務処理を行う。』とのことである。同団体の所管課である文化振興課としても連携協力しながら対応していきたい。	今後の措置方針を決定
217	市民文化部	文化振興課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 8.市民文化部 (1)石橋文化センター (意見) 業務執行の意思決定権限を有する理事会の議案が、予算と決算の承認が中心になっている。石橋文化センターの所有権は久留米市に帰属し、かつ久留米市から補助金が支出される以上、予算と決算の承認は重要な議案である。それと同時に、石橋文化センターをいかに有効活用していくかは、どのような事業を行うかにかかっている以上、事業計画に関してもさらに活発な議論がなされる事が期待される。そこで、文化芸術に関する専門家の意見やアイデアをもっと広く取り入れ、事業計画に反映できるような仕組みづくり(例えば、理事会の下部組織として、文化・芸術に関する専門家で構成される委員会を設置し、この委員会で事業計画を作成する事等)を検討してみてはどうかと考える。	意見	施設の管理運営を行っている(公財)久留米文化振興会に措置状況等を確認したところ、『くるめ音楽祭などの事業では、久留米音楽協会と協働で事業を行うなど、事業に際して、様々な専門家や市民と協働で実施している。そのような事業を実施する中で、皆様からのご意見やアイデアを事業に反映していくように努めている。』とのこと。同団体の所管課である文化振興課としても連携協力しながら対応していきたい。	意見に対する見解
220	市民文化部	文化振興課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 8.市民文化部 (2)高牟礼会館 (意見) 高牟礼会館は、文化・教育・レクリエーション等に利用できる施設としてのみならず、その和洋折衷の建物は、文化財としての価値を認める事ができるように思える。冷暖房代や駐車場代が無料であり利用しやすい事など、まだ知らない市民も多いと考えられるため、積極的に広報を行う事は検討に値すると考える。	意見	施設の管理運営を行っている(公財)久留米文化振興会に措置状況等を確認したところ、『より多くの市民に利用していただけるよう積極的な広報手段について検討していきたいと考えている。』とのことである。同団体の所管課である文化振興課としても連携協力しながら対応していきたい。	検討中

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
222	市民文化部	文化財保護課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 8.市民文化部 (3)市民文化部が所管する未利用地 (意見) 寄附者の意思を尊重しつつも、現在できる土地の活用の方法を探る必要があると考える。 現状では財政的な理由もあり、文化財関連資料の保管場所としての利用ができないのであれば、それまでの間は駐車場として利用し、その収益を文化財に関連する事業に使う事等も一つの方法として考えられる。当該未利用地を所管する市役所の職員も人事異動で変わっていく事が予想されるため、この土地が未利用のまま放置されない仕組みをつくる必要があると考える。	意見	寄附者の意思は、文化財の収蔵や整理等に関する用途として使用することであり、これまで、坂本繁二郎生家改修やその他、市が実施する工事の部材等の仮置きとして使用してきました。 現在、当該土地については、西町及び筑後国府跡の両文化財発掘調査整理事務所の統合・移転並びに、文化財の収蔵拠点の一つとすることを計画しており、その必要な仕様等について積算しているところです。 建築までの間については、多様な活用方法を視野に入れ対応していきたいと考えております。	意見に対する見解
227	協働推進部	地域コミュニティ課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 9.協働推進部 (4)個別事項 小森野校区コミュニティセンター (指摘) 小森野校区コミュニティ施設用地(小森野6丁目2031番1)については、財産管理課が所管であるが、鉄筋コンクリート3階建の建物のうち健康福祉部の長寿支援課が老人いこいの家として1階部分の一部を、残りは校区が所有する。併用施設が建つ敷地については、財産管理課所管の普通財産として台帳登録が行われている。国土交通省所管の宝満川法面に、当該地上の建物の犬走り、外階段、ベランダ部分を越境していることが判明。国に対して協議しなければならない。	指摘	平成30年2月に国土交通省と協議を行ったところ、当該敷地は境界確定をしておらず、越境しているかどうかは不明であることが判明いたしました。	措置済
229	協働推進部	地域コミュニティ課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 9.協働推進部 (4)個別事項 津福校区コミュニティセンター (意見) 【経緯】所属替えにより企画財政課より協働推進部へ引継しており、内容としては平成5年10月13日建築した学童保育所 61.92㎡旧学童保育所については2002年に解体していたことが、現地でのヒヤリングによって2011年になって判明し、異動事由を報告漏れとして台帳に記載し、建物の数量より旧学童保育所61.92㎡を減少させている。旧学童保育所が存在していたことを、示す書類は残っていない。書類が破棄されたのか、そもそも書類がなかったのかは、不明。今後の書類の保存の仕方に期待したい。	意見	課内での文書取り扱いについては、適正に実施するよう周知徹底を図りました。	措置済
230	協働推進部	地域コミュニティ課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 9.協働推進部 (4)個別事項 津福校区コミュニティセンター (意見) 平成6年5月23日天井カセット型空調設備を寄付されている。金額は1,700,000円。工作物として公有財産総括表に計上されていない。設備、備品を寄付された時の台帳上の取り扱いはどのようにになっているのか。 【ヒヤリング結果】 独立別個である看板などは、工作物として計上しているが、建物と一体と考えられるものについては、金額の多寡に関わらず、工作物として計上はしていない。 【意見】 今後の会計基準と台帳整備に期待したい。	意見	寄付を受けた空調設備は、老朽化により平成24年8月に撤去されていたことを、平成26年1月に確認しております。また、その後寄付を受けた備品等はありませんので、公有財産台帳と現状は合致しております。 今後も全庁的な方針に沿って公有財産台帳の整備を行ってまいります。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
231	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 9.協働推進部 (4)個別事項 南校区コミュニティセンター (意見) 異動事由として建物番号2が『平成23年6月22日1階534.07㎡の一部のみ寄附』となっている。詳細を調査したところ、増築部分の会議室と館長室の部分(39.83平方)を寄附としており、価格がゼロとなっている。寄付の場合に取得価格が記載されているものといないものがある。 寄附はその時点の評価価値が不明のものが多い。寄附者からの書類等で明らかに評価価値が分かるものについては、台帳に記載をしている。一方、評価価値が不明のものについては、取得価格はゼロとしている。 今後の会計基準と台帳整備に期待したい。	意見	価格が不明であるため、建物共済責任額を参考に価額の設定を行いました。 寄附においては、寄附者から何らかの価格に関する資料の提供を受けるなど、価格の把握に努めてまいりたいと考えております。	措置済
235	協働推進部	地域コミュニティ課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 9.協働推進部 (5)①御井校区コミュニティセンター (意見) 旧施設⇒駐車場に車が1台止まっていたが、カーテンが閉まっており、さらに掲示板等も外されていた。また、建物の外壁など、老朽化しているようであった。また、入り口に『メ切です』との張り紙が貼られていた。 現在は31-246府中公民館(自治会の小地域集会所)として使用している。 小地域集会所の使用に関しては、自治会に管理が委ねられ、自由度が高い。一方、校区コミュニティセンターは校区が管理をし、自治会が使用する場合には、その都度、申請が必要となる。 その意味で、旧御井校区コミュニティセンター(現府中公民館)は、小地域集会所として複数の自治会が活用しているが、第2コミュニティセンターとしての位置づけになっていないか再検討する必要がある。	意見	地元へのヒアリングも行っており、第2コミュニティセンターの位置づけではないことを確認しました。	措置済
238	協働推進部	地域コミュニティ課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 9.協働推進部 (5)校区コミュニティセンターに関して (意見) 住民の増減率と校区コミュニティセンターの増減率の相関関係を見るため、平成6年と平成24年の人口と校区コミュニティセンター延床面積の定点比較を行った。 人口の伸び率に比べ、面積が大きい場合、修繕などで地元の負担が多くなることも考えられるのではないかと。	意見	校区コミュニティセンターは校区住民の校区まちづくり活動の拠点施設として、自ら設置されているものです。地域の人口が減少することで、施設の修繕費に関する地元住民一人ひとりの負担が増えることは大いに想定されます。 よって、建替え等を実施される場合には、施設規模などについて十分な検討を行っていただくよう、随時助言を行っております。 なお、平成28年度の校区コミュニティセンターの建替えに際しましては、この点については、校区内で十分な検討をされるよう助言を行いました。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
243	協働推進部	地域コミュニティ課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 9.協働推進部 (5)未利用地 (意見) 小地域集会所にしろ、校区コミュニティセンターにしろ、実質的に地元自治会等が管理運営しているので、もっと市は大所高所から市の財政を見据えて校区コミュニティセンターを新築すべきか、旧施設の跡地を有効活用すべきかを計画的に検討する必要があると思われる。現段階では、校区コミュニティセンターについては、地元校区から要望があつて、人口、面積その他の基準に照らして補助金を出して地域で新施設を建築している。その後、地元の要望があり、要件が整えば、市に寄付をされ、使用貸借契約を締結し、無償で貸し付けるシステムが出来上がっている。しかし、旧施設の跡地の将来の有効活用計画なしに行われているのでその点を改善される必要があると思われる。	意見	小地域集会所や校区コミュニティセンターは校区住民の校区まちづくり活動の拠点施設として、自ら設置されているものです。市で建築、運用を行っている施設ではありませんが、建替え等を希望される場合には、十分な検討を行っていただくよう、助言を行っています。平成28年度の校区コミュニティセンターの建替えに際しましては、施設規模等について、校区内で十分な検討をされるよう助言を行いました。 また、建替え後の跡地の将来的な有効活用については、市の所有であれば、全庁的に協議して活用方法を検討しています。	措置済
252	総務部	財産管理課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 10.子ども未来部 (指摘) ①財産の区分について 「城島校区学童保育所」 城島校区学童保育所は、財産区分が行政財産の公用財産となっている。 地方自治法第238条第3項及び第4項によると「公用財産」は、事務又は事業のために直接使用する財産及び将来、公用の目的に使用することを決定した財産とあるため区分が正しくなく、公共用財産に訂正する必要がある。	指摘	令和2年度の新公有財産台帳への移行に合わせて、訂正を行っております。	措置済
252	子ども未来部	子ども育成課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 10.子ども未来部 (意見) ①報告書の価格の記載について 久留米市財産規則第33条3によると、公有財産台帳に記載すべき価格について1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、総額が1,000円未満の場合は1,000円とする。とされているが、総務部長に提出された公有財産取得報告書及び公有財産異動報告書の価格には、千円未満切り上げて記載されている。また、価格が記載されていないものもあった。千円未満の端数処理について、徹底されていない。	意見	指摘に従い修正いたしました。	措置済
267	商工観光労働部	労政課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 11.商工観光労働部 (指摘) 公有財産台帳を閲覧したところ次の不備が検出された。 ①「久留米市シルバー会館」の地積が、登記と公有財産台帳で違っていたため、訂正が必要である。	指摘	公有財産台帳の地積を登記簿にあわせるよう訂正を行いました。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
267	商工観光労働部	競輪事業課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状 11.商工観光労働部 (意見) 競輪事業の売上は、平成3 年度をピークに減少の一途を辿っている。 これまでの売上実績推移を基に、①概ねこれまでと同等のコスト削減を行っていくこと、②これまでの売上推移及び今後の活性化の若干の効果を加味した売上見通しでは、平成30年度に4,500 億円を切る売上規模となる。 この場合の競輪事業の収支を試算すると、現状を放置した場合、平成25 年度には8割以上の競輪場が赤字に陥ることとなる(以上、経済産業省試算)。 現状を放置すれば、競輪事業は数年で継続が困難な状況に陥ると見込まれることから、高コスト構造の改善に着手する必要がある。 今後の競輪事業の売上げを増加させる、又は、下げ止めることが容易でない現状において、事業を持続可能としていくためには、減収下においても一定の利益を上げ、前向きな投資ができる運営体制とする必要がある。このためには、競輪事業全体としての経費(レース数比例経費及び競輪場比例経費等)の削減が不可欠である。競輪関係者間(競輪関係団体間、又は、競輪施行者間)の調整のみで経費を削減していく余地が少なくなってきたり、今後は、競輪全体の経営ガバナンスを改善し、競輪事業全体の方針に基づく対応が必要である。</p> <p>また、競輪場等の経営資源を有効活用し、競輪事業以外の収入を得ることも検討するべきである。また、競輪場という施設を魅力的な地域の交流拠点として、単なるギャンブル施設ではなく、地域への施設開放などを通じて、地域社会と共栄する競輪場としていくことが望ましい。</p>	意見	<p>個別競輪場による継続的な開催経費の縮減に加え、競輪施行者全体の方針集約機能を果たすべく全国競輪施行者協議会や公益財団法人JKAが主体となって、全体経費の削減、具体的にはJKA交付金削減、開催日数削減による固定経費や選手賞金の削減見直しを着実に実行される一方で、売上拡大路線としてモーニング競輪、ミッドナイト競輪、ガールズ競輪など果敢な取組み方針も実行されている状況にあります。本市でもナイター競輪の年間開催日数拡充による収益確保、さらには協賛レースによる広告収入確保などにも根気強く取り組み、ファンの皆様にも制度定着が進み協賛実績も年々上昇しているところです。</p> <p>また、地域社会への施設開放につきましても、会議室利用、駐車場利用提供などにより周辺自治会や学校行事などの円滑な運営に寄与しているものと思われます。さらには競走路開放も2ヶ月に1回の割合で実施しており、地元競輪選手会や公益財団法人JKAによる協力を得ながら毎回50名以上の市民の皆さんがバンク走行・歩行体験を通じ、より身近な競輪場といったものを体感していただいているものと考えております。</p>	措置済